

山都町地域防災計画

第 1 編

〔共通災害対策編〕



令和 6 年度

山 都 町 防 災 会 議

沿革

平成19年 6月19日 作成

平成20年 6月20日 修正

平成21年 6月 5日 修正

平成22年 6月 4日 修正

平成25年 6月 5日 修正

平成26年 6月 4日 修正

平成27年 6月 1日 修正

平成29年 6月 1日 修正 ※ 平成28年は、熊本地震により修正無し

平成30年 6月 6日 修正

令和元年 6月 4日 修正

令和2年 6月 1日 修正

※ 「一般災害編」「震災対策編」の構成を下記の通り修正「共通災害対策編」・「風水害対策編」及び「地震災害対策編」の構成に変更

令和3年 7月 1日 修正

令和4年 7月 1日 修正

※ 第1編「共通災害対策編」・第2編「風水害対策編」・第3編「地震災害対策編」・第4編「南海トラフ地震災害対策推進計画編」と修正し、熊本県地域防災計画との整合を図った。

令和5年 7月 1日 修正

令和6年 9月 1日 修正（令和6年9月1日1200現在）

目 次

第1章 総 則

第 1 節	目的及び計画の性格・基本方針	4
第 2 節	防災の基本理念	5
第 3 節	防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務	5
第 4 節	山都町の地域特性と気象風土的条件による災害の特性	6

第2章 災害予防計画

第 1 節	地域防災力強化計画	8
第 2 節	防災知識普及に関する事項	11
第 3 節	自主防災組織等育成に関する事項	14
第 4 節	女性参画による地域防災力の向上	16
第 5 節	火災予防に関する事項	18
第 6 節	防災訓練計画に関する事項	19

第 7 節	防災関係機関等における業務継続計画（BCP）	20
第 8 節	受援計画策定及び見直し	21
第 9 節	公共施設等災害予防に関する事項	21
第3章	災害応急対策計画	
第 1 節	組織計画	22
第 2 節	応急対策職員派遣制度の活用に関する事項	35
第 3 節	動員計画	36
第 4 節	自衛隊派遣要請に関する事項	38
第 5 節	通信設備利用に関する事項	39
第 6 節	情報収集及び被害報告取扱に関する事項	41
第 7 節	広報計画	42
第 8 節	応急措置に関する事項	43
第 9 節	消防団に関する事項	45
第 10 節	避難収容計画	45
第 11 節	災害救助法の適用に関する事項	54
第 12 節	人命救助に関する事項	55
第 13 節	死体捜索及び収容埋葬に関する事項	56
第 14 節	医療助産計画	56
第 15 節	救援物資等備蓄運用計画	57
第 16 節	給水に関する事項	59
第 17 節	衣料生活必需品等物資供給計画	59
第 18 節	応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	60
第 19 節	交通対策に関する事項	62
第 20 節	緊急物資等の拠点及び輸送に関する事項	62
第 21 節	災害ボランティアの連携に関する事項	63
第 22 節	災害ゴミの処理に関する事項	63
第 23 節	防疫に関する事項	64
第 24 節	文教対策に関する事項	64
第 25 節	障害物除去に関する事項	65
第 26 節	電力施設応急対策に関する事項	67
第 27 節	生業及び復旧資金貸与に関する事項	67
第 28 節	災害応急融資に関する事項	67
第 29 節	災害廃棄物処理計画	67
第 30 節	建築物・宅地等応急対策に関する事項	68

第 3 1 節	防災拠点施設整備に関する事項	69
第4章	災害復旧・復興計画	
第 1 節	災害復旧・復興の基本方向	70
第 2 節	公共土木及び農林水産施設災害復旧に関する事項	70
第 3 節	その他の災害復旧に関する事項	70
第 4 節	被災者自立支援対策に関する事項	72

第 1 章 総 則

第 1 節 目的及び計画の性格と基本方針

1 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という）第 42 条の規定に基づき山都町において防災に関し、必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進することにより住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 計画の性格

- (1) この計画は、山都町防災会議が作成する「山都町地域防災計画」の「共通災害対策編」として、本町における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。令和 4 年度の山都町地域防災計画の構成を第 1 編「共通災害対策編」、第 2 編「風水害対策編」及び第 3 編「地震災害対策編」と修正し、第 3 編「地震災害対策編」第 4 章「南海トラフ地震災害対策推進計画」を第 4 編「南海トラフ地震災害対策推進計画編」と修正する。

※ 第 3 編「地震災害対策編」の第 5 章「阿蘇火山広域避難推進計画」及び第 4 章として記載する。

- (2) 「山都町地域防災計画共通災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び熊本県の「熊本県地域防災計画共通災害対策編」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくこととする。
- (3) この計画は、各種災害に関して防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、関係機関において別途マニュアルを作成するなど具体的に定めるものとする。

- (4) 令和 5 年度各種マニュアル

ア 災害時職員行動マニュアル

イ 災害対策本部設置マニュアル

ウ 災害時報道対応マニュアル

エ 感染症対策避難所マニュアル及び災害時の対応要領

※ 上記の各種マニュアルについては、山都町役場職員の災害時等の非常時における共通的な行動を容易にするためのものである。また、各課における専門的な行動に伴うマニュアルは、各課の作成により対応するものとする。

なお、災害時職員行動マニュアルは、令和 6 年度 9 月 1 日付の修正のものを使用するものとする。

3 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 各種災害対策の推進
- (4) 関係法令の順守

第2節 防災の基本理念

防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の4段階があり、それぞれの段階において、住民個々（自助）、地域・ご近所等（互助）、社会保険のような制度化された相互扶助（共助）、町・県・国等の行政（公助）が一体となって地域の総括的システムを検討し、最善の対策をとることが重要である。

また、過去の大災害や平成28年4月熊本地震、同6月の大雨災害及び県南地域における令和2年7月豪雨災害から被害地域自治体への派遣の経験から、行政の取り組みには限界があることを踏まえ、住民は「自らの身の安全は、自ら守る（自助）」という観点に立ち、地域ぐるみの住民の自主防災組織を育成強化し、日頃から自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

さらに、住民は、災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等（互助）により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互協力するとともに、町が実施する防災業務について自発的に協力するよう努めなければならない。

第3節 防災に関して関係機関の処理すべき事務又は業務

山都町及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに町内の公共機関、その他防災上重要な施設の管理者はおおむね次の業務を処理する。

機 関 名		事 務 又 は 業 務
山 都 町		1 山都町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達収集及び被害調査 4 消防、水防、その他応急処置 5 被害者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7 その他町の所掌事務についての防災対策 8 町内における公共団体及び住民防災組織の育成指導
指定地方行政機関、指定公共機関等	国土交通省九州地方整備局 緑川ダム管理所	水防警報等の発表伝達
	町 内 郵 便 局	1 災害時における郵便業務の確保 2 災害時における為替貯金の非常取扱い 3 災害時における避難場所への臨時郵便物の差出箱の設置
	熊 本 森 林 管 理 署	1 国有林野等の森林治水事業及び防災管理 2 災害応急用材の需給対策
	九 州 電 力 株 式 会 社	1 電力施設の保全保安対策 2 災害時における電力供給確保
	N T T 西 日 本 熊 本 支 店	1 電気通信施設の防災対策 2 災害時における非常緊急通話の調整及び予警報の伝達
	山 都 交 通	災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保

	矢 部 土 地 改 良 区	1 溜池及び水こう門の設備と防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査および復旧
その他の公共機関等	熊 本 県	県地域防災計画に掲げる事項
	山 都 警 察 署	1 災害時における治安、交通、警察通信の確保及び警察行政の調整 2 災害情報の伝達、警察無線通信協力、災害予防及び災害応急対策
	山 都 消 防 署	1 火災の予防および消防 2 災害時における負傷者等の救急輸送
	山 都 町 消 防 団	1 消防隊と連携した災害活動（火災・風水害・地震災害活動） 2 住民の救助活動・避難誘導 3 情報収集・現場での広報及び警戒活動 4 火災予防・教育訓練・地域行事の警戒活動及び防災指導（平時）
	陸上自衛隊第8師団	1 自衛隊熊本地方協力本部 LO 及び警備担任部隊 LO の派遣要請 2 LO との情報の共有に基づく災害派遣3要素（緊急性・公共性・非代替性肥大態勢）の理解・認識 3 LO との事前調整及び派遣準備 4 災害派遣の目的及び派遣規模 5 派遣現場への経路及び拠点
	上益城郡医師会 山 都 地 区	1 避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護 2 災害時における負傷者等の医療助産救助 3 矢部広域病院は、災害拠点病院としての機能を有するとともに DMAT を有する病院である。
	上益城郡歯科医師会 山 都 支 部	1 避難所施設における巡回指導、必要により応急処置 2 災害時における歯科に関する負傷者等の処置
	上益城郡薬剤師会 山 都 地 区	1 避難所施設における巡回指導、必要により投薬指導 2 避難所における医師との連携による対応
	上益城農業協同組合 阿蘇農業協同組合 緑川森林組合 阿蘇森林組合 農業共済上益城支所	1 農林畜産関係の被害調査又は協力 2 農産物、林産物、畜産等の災害応急対策についての協力徹底 3 被災農家に対する融資、飼料等の確保又は、その斡旋 4 復旧資材の確保についての斡旋
	山都町商工会	1 商工業関係の被害調査融資希望者の取りまとめ及び斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力徹底 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力斡旋
	金 融 機 関	被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
	上益城建設業協会 山都分会	災害時における応急対策
	山都町社会福祉協議会	災害時における避難者対策及びボランティア対策

第4節 山都町の地域特性と気象風土的条件による災害の特性

1 山都町の地域特性

本町は、熊本県の東部に位置して南東側は宮崎県に接している。

また、九州のほぼ中心に位置していることから、「九州のへそ（商標登録第 2430829 号）」の町としても知られている。町域は、東西 33 k m、南北 27 k m におよび、面積は 544. 67 k m² と熊本県内の自治体で 3 番目に広い面積である。

北部は阿蘇南外輪山、南部は九州山地の山々が連なり、これらを水源とする緑川、五ヶ瀬川の 2 つの主要河川が東西に流れ、起伏に富んだ独特の溪谷美を形成している。

このように、広大な面積を有し、起伏に富む地理的特性から、大規模災害が発生すれば、被害の広域化や、各地域・集落の往来に必要な道路・橋梁等の交通障害に伴う地域の分断・集落の孤立が懸念される。

交通運輸事情は、山間地域のため、あまり恵まれず、交通機関及び諸物資の輸送は、すべて自動車に依存している。また、移動手段は、バス貨物自動車が主体となるため、当然道路に重点がしぼられ、熊本市を最短距離で結ぶ国道 445 号線、高森峠を越え阿蘇市につながる 265 号線、宇城市松橋町を起点とし、本町を通り宮崎県延岡市に通じている国道 218 号線がある。

平成 30 年 12 月には、九州の横軸（東西方向）を形成し、本町と県内各自治体・九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークである九州中央自動車道の一部（小池高山 I C－山都町通潤郷橋 I C までの 21. 2 k m）が開通した。開通により熊本都市圏及び九州各地への移動時間が短縮され、救急患者の 8 割以上が熊本市等の町外の病院へ搬送されている本町の救急医療活動の負担軽減につながっている。

一方で、九州中央自動車道は、高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間があり、完全な幹線道路ネットワーク形成には至っていない。

更に、熊本地震を経験し、道路の多重性確保の重要性が改めて認識されたところである。

今後、九州中央自動車道の全線が開通することにより、通勤圏の拡大による移住・定住の促進や産業・観光等の活性化だけでなく、南海トラフ地震など、町域や県境を越える広域的な大規模災害が発生した際に、救援ルートとして、さらに、部隊等の活動拠点及び中継拠点的な役割を果たすことが期待されることから早期の全線開通が望まれる。

（令和 6 年 4 月 1 日時点）

山都町の位置



2 気象風土的条件による災害の特性

本町は、標高 300～900mに位置するため、気候は、夏は涼しく冬は寒さが厳しい準高冷地である。

熊本県農業研究センター矢部試験地での平均気温の観測値は、熊本地方気象台（熊本市内）の観測値と比較すると各月において 4℃程度低い。冬季には豪雪となることもあり、交通に支障をきたす事がある。

（右図）熊本県の年間降水量分布図（単位：mm）

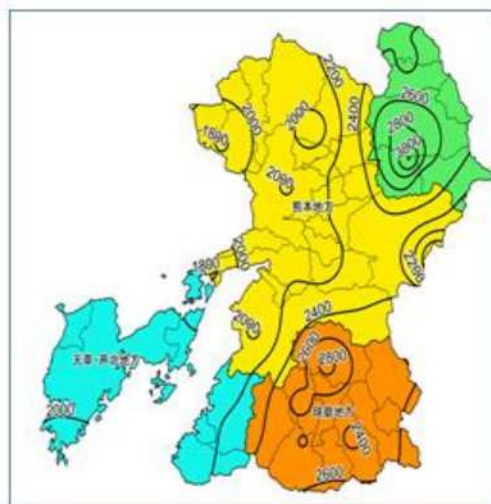
また、地理的条件から特に梅雨期や秋の台風時期には、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨、土砂災害、強風による被害が発生しやすい。（出典：熊本地方気象台）

なお、熊本地方気象台の観測値より、本町の過去 10 年の年間平均降水量は約 2800 mmであり、その雨水が大地を潤し、本町の豊富な地下水資源となっている。

また、地理的条件から梅雨期及び秋の台風期には、雨が多く台風進路如何によっては驚くべき豪雨出水をもたらし、強風もしばしば来襲する。

火災は季節風のときフェーン現象等による異常乾燥時に多く地理的条件、人為的条件などの要因と相重なって発生しており、特に大規模な林野火災が懸念される。

本町における主な災害は、以上の気象特性と急傾斜地帯の地盤脆弱性、森林の過伐及び山地の荒廃による風水害と火災、並びに火山性及び活断層による地震災害である。



第 2 章 災 害 予 防 計 画

第 1 節 地域防災力強化計画

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治振興区及び自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努めるものとする。

また、町は町民や事業者に対して自助・互助・共助に関する啓発を行い、防災意識の向上を図るものとする。

1 自 助

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

(1) 平時の取組

ア 知識等の取得

- (ア) 過去の災害の発生状況
- (イ) 気象予報警報等の種別と対策
- (ウ) 防災訓練等への参加（顔の見える関係構築のため自ら実践する。）

イ 事前の確認

- (ア) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- (イ) 家族等との連絡方法や集合場所

- (ウ) 就寝場所の安全確保
- (エ) あらゆる媒体からの防災（災害）情報の入手
- (オ) 近隣の井戸の位置等の確認
- (カ) 防災行政無線個別受信機の点灯ランプの確認（停電の処置のための電池の有無の確認）

ウ 事前の備え

- (ア) 自然災害に備えた適切な保険・共済への加入、地震保険等の加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- (イ) 防災情報メールサービスへの登録
- (ウ) 最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄（※日常備蓄を含む。）
 ※ 日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄し、ストックし、消費期限等がくる前に新たに購入し、古い食材は食する等のローリングストック法を実践する。
- (エ) 非常持ち出し品（非常食品、飲料水、毛布、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備
 ※ 薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備する。
 （粉ミルク、オムツ、生理用品、常用薬、アレルギー対応食など）
- (オ) 私有車両の燃料は、「日頃から半分になったら満タン」の習慣をつけ、非常時における行動が容易にとれるように心掛ける。

(2) 予防的避難

台風や豪雨などによる災害は、気象情報等により、あらかじめ風速や予想される降雨量で、その危険性を予測することができる。

よって、町民は、「命」を守ることを最優先するという考えのもと、危険が差し迫っていない昼間（日没前の明るいうち）に早期の自主的避難を心がけなければならない。

2 互 助（近隣）

家族・友人・地域活動仲間等、個人的な関係を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力である。互助は、自発的な支えあいであり、近隣の仲間、住民同士の軽易な助け合い、自治会などの地縁組織の活動、ボランティアグループによる生活支援、NPO等による有償ボランティアなど幅広い様々な形態がある。

町民は、その中においても「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治振興区や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、顔の見える関係を築くことに着意する。

しかし「自助」にも限界があり、身体が動かなくなっていく高齢者及び心身に障害があり、一人では避難が困難な要支援者等については、自分自身で行き詰った時のサポートが必要であり、時によっては、自身がサポートする側に回ることもできて、その役割を持ち続けられるような人と人同士が支え合う「互助」が必要である。

この際、互助を次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練（町と連携した訓練等）の実施
 - (ア) 避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - (イ) 被害状況（地域住民の安否確認を含む。）の把握、町への情報伝達訓練

- (ウ) 避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
- (エ) 避難所の運営訓練
- (オ) 消火訓練等
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資器材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- カ 危険箇所の点検・情報共有
 - (ア) 地域の見廻り
 - (イ) 山都町総合防災マップを活用し、地区防災マップを作成する。
 - (ウ) 避難行動要支援者の把握
 - (エ) 地域内にある他組織との連携促進
- (2) 災害時の活動
 - ア 地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達
 - イ 出火防止・初期消火の実施
 - ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
 - エ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
 - オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
 - カ 救助部隊の救出・救護活動への協力
 - キ 指定避難所の避難状況の確認及び衣食住の生活支援に関する事項
(一部避難所の運営に当たる。)
 - ク 見廻り等による指定緊急避難所等の避難者の情報の把握
 - ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等

3 共 助

共助は、制度化された相互扶助である。介護保険に代表する社会保障制度やサービスのことであり、医療保険や介護保険・年金など、社会保障制度で社会全体を支える。

「互助」では、難しい課題には「共助」が必要であり、「互助」のバランスが重要であり、そのバランスが崩れると支える側が困難になってしまい、「互助」の関係性が壊れてしまうため、必要に応じて自身の「権利」として利用できる「共助」を利用し、第三者が介入することで、「自助」を支え、「互助」の負担を減らし、バランスを整えられる。

4 事業所による防災活動

- (1) 町の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。
また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。
- (2) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）については下記事項を踏まえて策定するよう努めるものとする。
 - ア 防災体制の整備
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 施設の耐震化

- エ 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
 - オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
 - カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施
- (3) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、町との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。
- (4) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認
- 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努めるものとする。

第2節 防災知識普及に関する事項

1 計画の方針

台風、大雨などによる災害を最小限に食い止めるためには、町及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため町及び防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」及び県地域防災計画の修正事項等を踏まえ、自らの職員及び町民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して行うものとする。その際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等（以下「要配慮者」という。）への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、防災担当者による防災講話及び有識者による研修や講演会等開催により、防災教育を実施するものとする。

2 職員に対する防災教育

台風、大雨などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

また、災害時の職員の初動による対応の遅れ、あるいは生命にかかわる事象に繋がることから、初動における行動を重視する。

このため、町は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員に対する研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア 町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ア 防災講話、講演会、研修会等の実施
- イ 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

3 町民に対する防災知識普及の方法

防災知識の普及に当たっては、自治振興区内の区民、組単位のコミュニティー、老人会、女性部会等の組織、学校、施設等に対して防災知識普及のためあらゆる手段をつくして普及徹底を図る。

特に、普及の方法に当たっては、次の媒体を利用して行うこととし、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用努めるものとする。さらに、工場災害防止運動、交通安全運動等の災害安全運動のなかに自然災害時における避難救助計画を加味して運動を実施するなど、できるだけ機会をとらえて関係職員及び住民に対する防災知識の普及徹底を図るものとする。

また、職員による出前講座の活用を効果的に活用し防災意識の向上に努める。この際、要配慮者への配慮や男女双方の視点にも十分配慮するものとするとともに、防災士の活用に着意する。

(1) 町広報媒体等の利用

広報誌等の印刷物、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、町ホームページ、広報車両の巡回等

(2) パブリシティ活動の展開

報道機関への情報提供

(3) 映画、スライドの利用

(4) 防災出前講座及び防災講習会による防災意識の普及

(5) その他講習会、展覧会等の開催

4 町民に対する防災知識の普及の内容

(1) 山都町地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第5項に基づく「山都町地域防災計画」要旨の公表は、防災会議事務担当課（総務課）が町ホームページにおいて行い、適宜周知を図るものとする。

(2) 災害予防及び応急措置の概要

災害の未然防止又は軽減が、一般住民等に対する予防知識の普及によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に周知徹底するよう努めるものとする。

前述の普及事項は、概ね次のとおりである。

ア 火災予防の心得

イ 気象予警報等の種別と対策

ウ 災害危険箇所の認識

エ 台風襲来時の家屋の保全方法

オ 農林水産物に対する応急措置

カ 最低3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄

※ 南海トラフ地震対処のため**7日間の備蓄を推奨**するとともに、家庭内流通による備蓄（ローリングストック）を推奨し、災害へ備えるものとする。

キ 非常持出品（非常食品、飲料水、毛布、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備

ク 夕方明るいうち予防的避難

ケ 就寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）

- コ 防災行政無線戸別受信機の電源スイッチの確認（非常用乾電池の有無）
- サ 避難先及び避難方法（個人のタイムライン・避難用地図の作成の推奨）
- シ 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨による２次的被害など）
- ス ペット同行避難場所の検討
- セ 防疫の心得及び消毒方法等の要領
- ソ 災害時の心得
- タ 自動車運転者のとるべき措置
 - (ア) 避難所・広域避難場所までの避難経路の確認
 - (イ) 私有車両の燃料は、「日頃から半分になったら満タン」の癖をつける。

5 学校教育における防災知識の普及

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した下記事項を踏まえ防災知識の普及を行うものとする。

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法についてあらかじめ検討し、周知するものとする。

- ア 災害時の身体の安全確保の方法
- イ 災害時の自助、互助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- ウ 風水害等災害発生のおそれ
- エ 防災対策の現状

(2) 指導者に対する防災知識の普及研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

6 災害時、地域において学校の果たす役割

大きな災害発生時には、学校は緊急避難所となるため、避難所開設・運営の初期段階において学校の教職員は、行政職員とともにその対応を行う必要がある。

災害時の避難所開設・運営について、行政、学校、地域でその対応策を検討し、マニュアルを作成する。また、学校と地域合同の避難訓練と連動して避難所開設・運営の訓練に努めるものとする。

（例：炊き出し等訓練）

普段から行政・地域・学校の三者が一体となった取組を続けて行うことが重要である。（行政、地域、学校の防災に対する協力体制の整備）

7 防災知識の普及の時期

町及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果

のある時期を選んで、適宜防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

8 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第3節 自主防災組織等育成に関する事項

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、町民一人一人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が、被害の拡大を防止するためには極めて重要である。

本計画は、住民の*隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、大規模な災害、事故等に備えるものである。

※ 隣保協同とは、複数（行政・住民・地域・組織等）のものが、役割を分担しながら同じ目的のために協力し合うこと。

1 自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援が出来ないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、地域住民による防災活動を担う組織「自主防災組織」による住民の顔が見える関係の構築、特に要配慮者の把握等の地域防災力向上が重要であるため、小規模の防災組織・地区による防災訓練の活性化を図る。

- (1) 町民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る。」「地域でできることは地域で行う。」ことを目的として、地域住民による自主防災組織の強化を積極的に進める。

また、平時から、防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

- (2) 町は、県や消防などの関係機関と連携しながら、防災訓練促進のため自主防災組織の強化に関して防災講話等の必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

2 地域における自主防災組織のあり方

- (1) 組織の編成単位

- ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。
- ウ 山都町自主防災組織の設立状況

令和5年7月1日現在、自主防災組織の設立率は、28自治振興区全てが設立を完了したため、100%のカバー率となった。

また、行政区としての自主防災組織の設立を促進した結果、令和5年7月1日までに行政区による自主防災組織の2組織が新たに設立し、今年度中の設立を準備（予定）している組織が5組織となった。

（令和6年3月31日現在 合計：41組織が設立）山都町自主防災組織の設立状況

- エ 行政区ごとの自主防災組織設立の推奨

自治振興区内に行政区が数多く所在し、合同の防災訓練が困難なことから、自治振興区内の行政区ごとに行っているところもあり、地区の特性に応じて自主防災組織の活性化を図るため自治振興区内における行政区ごとの自主防災組織の設立を推進するため、令和2年度から自主防災組織の補助制度の対象としている。

- (2) 組織づくり

既存の自治振興会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とするが、地域的特性を考慮し、行政区毎の自主防災組織の設立についても促進を図る。また、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用に努めるものとする。

- ア 地域防災リーダーの育成

熊本県が、実施する防災士育成講座「火の国防災塾」に数多くの希望者を募り、防災士の育成を図るとともに、令和5年6月には、12名の防災士を委嘱し、「山都防災士会」を発足して、地域における災害対応及び防災訓練時の防災リーダーとしての育成の強化を推進するとともに、令和5年度の防災士育成講座「火の国防災塾」に6名が受講したことから山都防災士会への委嘱を勧める。

- イ 防災モデル地域を指定して活動状況を紹介するとともに、防災士の自主防災組織における地位を確保し、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、組織の活性化を図る。

- ウ 地域における防災リーダーとして自覚

自治振興区会長、行政区区長、地域の班長・組長は、防災士等は、地域防災リーダーとして地域を先導し、防災訓練を積極的に行い、また自助における各人の自覚の促進及び共助における地域の防災力向上に努めるものとする。

- (3) 地区防災計画の作成の推進

町は、自主防災組織の地区防災計画の作成にあたり、推進を強化するとともに、作成にあたり説明会及び研修等を積極的に実施して作成を促進する。

※ 令和6年度計画作成目標：60%（国・県の指示目標）

- ア 地区防災計画の作成の目的

地区防災計画とは、各自主防災組織において、その地区において災害予防と災害応急対策の方法や手順をまとめ、年度の行事予定及び役員の定期改正による修正を図り、災害対応や防災訓練等の計画・実施を計画するもの。

- イ 地区防災計画作成の考慮事項

(ア) 1年間に2回の訓練（5・6月：風水害 10・11月：地震・消火訓練）の訓練を想定した訓練を基準とする。

(イ) 訓練目的を持った訓練計画を行うとともに、達成目標を明確にする。

(ウ) 身の丈に合った訓練計画を行う。

※ 訓練課目を多く設定することで目的が薄れる。焦点を絞り、訓練が中途半端にならないように注意する。（欲張らない）

(エ) 達成方法が具体的で住民が理解できるものを選定する。

(オ) 各地域の自主防災組織は、防災計画の見直し・防災訓練を計画する場合、役場総務課防災係に連絡するものとする。

(カ) 中期長期的な防災計画を作成するとともに、地域の（人的・地形的）特性、災害の危険度等を踏まえ防災訓練を計画するものとする。この際、高齢者等の災害時要配慮者の対応訓練を重視する。

ウ 活動方針

自主防災組織の理想的な姿は、行政に頼らない強い地域づくり、地域のコミュニティの絆を構築及び組織力の強化等を方針として明文化する。

エ 活動目標

(ア) 住民の防災意識を高め、速やかに災害情報を伝達し、発災後も情報発信を継続するとともに、避難所に確実に誘導して命を守る活動を行う。

(イ) 当面の活動目標が住民防災意識の啓発活動、情報伝達活動、避難誘導活動を主軸とした活動を行うもの。

(4) 主な活動内容

ア 平常時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 防災訓練の実施

(ウ) 火気使用設備器具等の点検

(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理

(オ) 緊急連絡網の作成

イ 災害時の活動

(ア) 情報の収集及び伝達

(イ) 出火防止、初期消火の実施

(ウ) 避難誘導

(エ) 救出救護

(オ) 給食給水

(5) 防災訓練の活性化

ア 防災訓練強化期間を下記のとおり設定して訓練の活性化を図る。

(ア) 上半期：令和6年 5月11日（土）から 6月16日（日）

(イ) 下半期：令和6年10月19日（土）から11月24日（日）

イ 防災訓練活性化のための支援事項

(ア) 訓練実施の自主防災組織に対して備蓄品の提供

(イ) 自主防災組織が防災訓練等を実施する場合、申請により防災訓練及び防災資材の一定額の補助を行う。申請については、防災訓練及び防災資材購入に関しては、年度各1回とする。
申請をする場合は、**購入日**の2週間前を基準とし、補助は「山都町自主防災組織支援整備事業補助金」による。

(ウ) 防災係・役場地域班は地域の防災訓練に参加及び支援し、地域防災力向上に努める。

ウ 防災士の活用

令和5年度山都防災士会の発足に合わせ、各地域における防災会議及び防災訓練等に防災士

の参加を積極的に促し、地域防災力の向上に資する。

第4節 女性参画による地域防災力の向上

1 災害時の地域組織の意義と現状

(1) 地域組織の現状と問題点

地域防災活動は、個々や地域全体への災害時の影響をできるだけ少なくするために、現状では特に、避難行動と避難生活を重視して行われている。

しかし、担い手の高齢化、若手を中心とした住民の地域組織離れは一層進んでおり、過疎化・高齢化が進んでいる。また、地域防災活動の現状や未来は決して明るいものとは言えない。

(2) 理 由

災害時、行政・救援機関による「公助」が、災害後すぐに全ての被害者のもとに支援に駆けつけたり、複雑な避難生活の課題を全面的にサポートすることが難しいためであると考えられる。

また、高齢化・過疎化の問題が大きなウェイトを占める。

(3) 地域における対策

ア 平素から「自助」「共助」の力を官民挙げて一緒に高め、「共助」との協働のもと、災害時の「公助」の支援の効果・質も高めることを目指す必要がある。

イ 自主防災組織とその活動に、非常に大きな期待がかけられており、行政も地域防災活動に非常に大きな責務を負っている。そのため、行政は自主防災組織と連携を図り、組織の活動を活性化するため有効的な支援を行う。

ウ 自治振興区・行政区・自主防災組織の体制・運営・活動自体のあり方や自治体のコミュニティ政策との連動など、地域活動全般への多様な住民の参加促進を可能とする環境整備を行って行けるか、特に女性が参画しやすい雰囲気を助長して、地域防災力の向上を図る。

2 地域防災活動への女性視点・参画の重要性

災害直後の避難誘導や救命救助の場合、基本的認識として平日昼間に主に地域にいるのは、高齢者・女性・中学生以下の子供たちであること。特に避難支援が必要とされる乳幼児や要介護の高齢者・障害者、その付き添いの家族も女性が多いことが、これまでの災害から学んだ。

災害時、避難時、避難生活等に置いて女性の視線、活動については、非常に重要な役割と認識する。

よって、地域防災活動の女性参画を推進するとともに自主防災組織の女性部の設立（現在30%）を重視する。

3 災害時の男女共同参画に関連した主な課題

(1) 避難生活（避難所）における衛生・栄養・育児・介護などの問題点（被災者の命・健康を脅かす。）

(2) 高血圧・高血糖や喘息などの慢性疾患の悪化、肺炎や新型コロナ（インフルエンザ等）などの感染症、食中毒、食物アレルギー等の問題など、リスクは多岐にわたる。

(3) 仮設トイレも男女別でない場所、照明も不十分で、和式トイレも多い。高齢者は、トイレに行く回数を減らすため、飲食する量を減らす、またトイレを我慢することで、膀胱炎やエコノミークラス症候群等で亡くなるケースも少なくない。

(4) 大規模災害における避難所の生活環境の悪化の中で亡くなる「関連死」する人を多く出してしまうことにつながる。これは、災害における2次的な被害であり人災である。

(5) 多くの女性たちは、災害時の避難所等における避難生活の中で、プライバシーや衛生問題・治安面での不安などの困難に加えて、学校・保育園等の子育て、子供・高齢者を抱えた状態で、一

層困難な状況になる。

4 地域における防災力向上のための女性参画

- (1) 防災会議員の女性の選定
- (2) 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。
- (3) 防災知識の普及、訓練を実施する際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。
- (4) 町は、避難所の運営における女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザー配布等に難所における安全性を確保する。
- (5) 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所における運営
- (6) 主体的な担い手として女性の位置付け
災害対応において女性が果たす役割は大きいことを認識し、女性の意思決定の場への参画や、リーダーとしての活躍を推進することが重要である。

第5節 火災予防に関する事項

火災の未然防止を期する為には、全町民が予防消防に徹するとともに、消防力の強化を図る事が肝要である。

1 火災予防思想の普及徹底

(1) 火災予防運動

国民生活の向上に伴い、火災は年々増加・多様化傾向にあり火災を未然に防止するためには、日頃より予防消防に徹し、防火対策を強力に推進することが必要である。

本町においては、上益城消防組合との連携を保ちながら自主防災組織の消火訓練、防火知識の普及および小中学校、保育園等の避難誘導訓練等を実施する。また、全国一斉に行われる火災予防運動にあわせ、防災無線及び広報車による広報、懸垂幕の掲示及び模擬火災訓練等を行い、防火思想の普及徹底に努める。

(2) 予防査察

火災予防運動期間には、特に消防団員及び自主防災組織と合同防火診断を実施し、予防消防の確立に万全の体制を整える。

(3) 危険物火災予防

危険物取扱所等の施設には、消火設備機械器具等を常時完備しておくと共に予防査察の励行、火災危険物の安全管理に努めるよう指導する。

2 消防力の充実強化

本町の地形及び現況に鑑み消防施設の整備及び人的消防力である消防団員の確保と、教養訓練の徹底により消防力の充実、強化を図るものとする。

(1) 方 針

ア 消防の近代化及び機動化に即応し、消防力の基準にしたがい編成して指揮命令系統が確立できるように消防団組織を活性化強化する。

イ 小型動力ポンプ付積載車は各分団に配置しているが、地域の特性に応じた施設の整備を図る。

ウ 水利不十分な地区が多いため、必要に応じ防火水槽や消火栓の設置を行い防火消火能力の向上を図る。

(2) 団員の教養訓練

山都消防署の指導による幹部、機械担当員及び新入団員講習の実施、さらには消防学校への入校により、団員の資質向上を図る。

また、機能別消防団については、機械操作等の訓練を行い、初期消火に努めるものとする。

(3) 関係機関との連携強化

山都町防災訓練に対して参加を積極的に行い、関係機関との連携強化を図る。また、自衛隊との連携を重視し、自衛隊山都町の警備担任部隊への体験入隊等を計画し、消防団員の能力の向上を図る。

3 森林原野火災

(1) 予防措置

林野火災の原因を調べてみると、その殆どが人為的であるので、火災予防思想の普及と林野に対する防火施設設備の設置を行う。そのため次の事を重点とし取り上げる。

(2) 森林火災予防思想の普及と指導を行う。

ア 各種機関を通じて火災予防の広報を行う。

イ 林道、牧道沿いに火災予防の標板制札等を掲示して火災予防心を喚起する。

ウ 火災警報発令時においては、その周知徹底を図る。

エ 火入れ許可（森林法第21条第1項）の厳正なる実施及び監督

(3) 防火施設

ア 消火器具（可搬式散水装置、チェーンソー、ナタ、カマ、簡易小型動力ポンプ等）の設置

イ 林野火災用防火水槽の設置

ウ 林野火災の予防及び消火技術の研修訓練を実施する。

(4) 自衛隊大矢野原演習場の野火対処

大矢野原演習場の自衛隊による野火発生（野火：自衛隊演習場の火災をいう。）の場合、自衛隊担当部署からの連絡により、防災無線等を活用して町民に適時適切な情報提供を行う。

この際、下記事項を徹底する。

ア 自衛隊の野火発生情報を速やかに防災無線及び防災アプリ等により住民に周知するとともに大矢野原演習場管理事務所との連携を図り、発生・逐次の状況・鎮火等の状況提供を逐次行う。

イ 野火の消火状況を逐次把握し、地域住民の問い合わせ対応を適切に実施する。

その際、自衛隊の火災情報を正確に伝え、町民へ安心感を与える。

第6節 防災訓練計画に関する事項

町及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

1 県防災訓練への参加

県が実施する防災訓練に積極的に参加し、県の状況付与に対して被害情報に基づく対応を行い、関係機関との連携並びに各種処置事項を演練して防災能力の向上を図る。併せて、県の要請によるコントローラとして他の自治体への派遣依頼、研修等においても積極的参加するとともに、派遣先自治体の対応要領を確認して、山都町との対応の相違等、参考になる事項を確認して防災対策に反映するとともに、職員自らのスキルアップの向上に資する。

2 総合防災訓練

可能な限り防災関係機関や地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて訓練を実施するものとし、町単独実施が困難な場合は、近隣の町と合同で訓練を実施する。

この際、総合防災訓練の実施においては、隔年ごとの実施とし、実動訓練を基準に行う。
また、関係機関（警察・消防・自衛隊等）及び消防団等との連携を図るとともに、住民含めた訓練を行う。

3 基礎となる防災訓練（机上訓練）

基礎となる防災訓練（机上訓練）は、年度1回の訓練とし、風水害想定訓練と隔年ごとの実施を基準とする。

4 個別防災訓練

町及び各防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。（地震防災訓練年度1回基準）

- (1) 参集(非常呼集)訓練（4回） ※ 内2回は、LVによる返信訓練とする。
- (2) 災害対策本部等設置訓練（2回）
- (3) 情報収集伝達(通信)訓練（4回）
- (4) 避難(誘導)訓練（1回）
- (5) 救出・救護訓練（隔年1回）
- (6) 物資輸送訓練・避難所開設訓練・確認訓練（想定による。）
- (7) その他必要な訓練（当時の状況による。）

※ 努めて上記訓練は、訓練が同時に行うことができる場合は、個別訓練を合わせて行うことを基準とする。

5 住民等の訓練

大規模災害においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等を年度2回基準に実施し、これらの防災組織が災害発生時に適切・迅速な活動が行えるよう継続した訓練を行う。また、日頃からの防災意識の向上及び防災訓練の積み重ねが重要であることから、町及び消防団、防災関係機関、町から委嘱を受けている防災士は、地区の災害の協力及び自主防災組織の訓練に対して必要な助言・指導を行うものとする。

6 訓練の時期・場所等

- (1) 訓練の時期
最も訓練効果のある時期を選んで実施する。
- (2) 訓練の場所
訓練の内容・規模により、最も効果的な訓練場所を選んで実施する。
- (3) 住民参加を求める場合の留意事項
実施訓練に住民参加を求める場合は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害弱者に十分な配慮を行う。
- (4) 訓練の検証
防災訓練の実施後は、AAR（訓練の振り返り会議）を実施、訓練結果の評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるものとする。

第7節 防災関係機関等における業務継続計画（BCP）

町及び防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、町は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから業務継続計画（BCP）には、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

- 1 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 3 電気、水、食料、燃料等の確保
- 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 5 重要な行政データのバックアップ
- 6 非常時優先業務の整理
- 7 細部計画については、別冊第2「令和6年度業務継続計画（BCP）」による。

第8節 受援計画策定及び見直し

町及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考するとともに、熊本県からの受援計画作成のための指導・講習会等により受援計画を作成した。

また、令和4年度受援計画の策定に当たっては、町において次の事項について定めておくものとする。平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

- 1 総括（共通）
 - (1) 受援要請の手順
 - (2) 受援体制
 - ア 受援組織の設置
 - イ 受援組織の構成、役割
 - ウ 応援の人的・物的資源の管理体制
 - エ 責任の明確化を図るため役職及び氏名の記載
- 2 人的支援
 - (1) 受援対象業務の整理
 - ア 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化
 - イ タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理
 - ウ 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理
 - (2) 応援職員の活動環境の確保
 - ア 応援職員の活動に必要な資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保
- 3 物的支援
 - (1) 調達先の確認・確保、要請手順
 - (2) 受入拠点の確保

- (3) 受入に必要な人員・資機材の確保等受入体制
- (4) 避難所等への物資配送に必要な物流事業者等の確保

4 受援計画の実行にあたっては、別冊第2「山都町受援マニュアル（令和6年6月修正）」による。

第9節 公共施設等災害予防に関する事項

生活に密着した公共施設等が被災した場合、町民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想されその影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、市町村、関係機関における共有を図るものとする。

更に、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ防災機能の強化を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

災害の発生する恐れ、又は発生した場合において応急対策を実施する為の組織は、次の通りである。

1 山都町の災害対策系統

災害が発生する恐れ、又は発生した場合に、町長は必要があると認めるときは山都町災害対策本部を設置して防災の推進を図る。

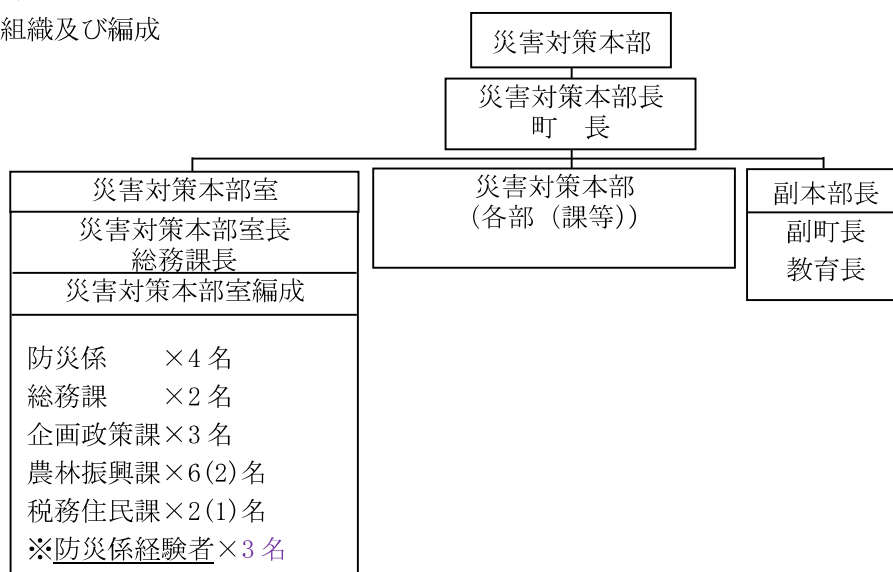
なお、山都町防災対策会議を構成する関係機関等は町内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、山都町災害対策本部と緊密に連絡協調に努めるものとする。

2 山都町災害対策本部

山都町災害対策本部の組織及び編成等は、「山都町災害対策本部条例」及び「山都町災害対策本部規程」等の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

(1) 組織編成及び分掌事務

ア 組織及び編成



※1 上記編成は、基準編成とし、災害の規模及び復旧等が長期に及ぶ場合、必要により変更する。

※2 令和6年度防災係経験者による職員支援を3名とする。特に発災当初の立ち上がりの支援を重視し、書道の態勢を確保する。また、長期期間災対本部の設置を余儀なくする場合は、経験者の中で逐次交代し、継続した災害対策本部の運用を行うものとする。

イ 災害対策本部内に本部会議を置く。

本部会議の議長は、本部長とする。本部会議は、次の事項を協議する。

(ア) 被害状況及び対応についての認識の統一

(イ) 災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項

(ウ) 自衛隊の派遣要請に関する事項

(エ) 災害救助法の発動に関する事項

(オ) その他重要事項

ウ 災害対策本部に災害対策本部室及び対策部（各課）を置く。

(ア) 災害対策本部室の所掌事務

a 本部会議に関する事項

b 災害情報の収集、整理・分析及び伝達に関する事項

c 被害状況報告及び公表に関する調整事項

d 各課及び関係機関との連絡調整に関する事項

e 災害応急対策事務命令に関する事項

f その他本部長の指示する事項

(イ) 対策部

a 本部長は、本部の事務を分掌して推進するため対策部を置く。

b 対策部に対策部長、班長及び班員を置く。

c 対策部長は各課長をもって当て、班長及び班員は職員の係長級の中から本部長（担当課長に委任）が指名する。

(2) 災害対策本部の分掌事務

災害対策本部員の分掌事務は、概ね次の通りとする。

また、受援計画（受援マニュアル）及び業務継続計画（BCP）については、その分掌事務は、山都町令和6年度「受援マニュアル」及び「業務継続計画（BCP）」をもって確認するものとする。

【災害対策本部の分掌事務】 ※ 班及び班長欄の（ ）は不在時の代行

部	部長	班名及び班長	分 掌 事 務
総務対策部	総務課長	危機管理対策班 危機管理対策班長 防災係長 （危機管理監）	1 災害対策本部運用に関する統制（設置の統制・運用の統制及び職員動員に関する事項） 2 災害対策本部会議に関する事項 3 高齢者等避難、避難指示等の警戒レベルの発令に関する事項 4 災害情報の収集及び伝達に関する事項 5 被害状況等の報告に関する事項 6 防災行政無線及びL V（ライブビジョン）の運用並びに情報周知に関する事項 7 各関係機関との連絡調整に関する事項 8 自衛隊等の派遣要請（各関係機関L0派遣含む）に関する事項 9 災害応急措置業務命令に関する事項

総務対策部	総務課長 (危機管理対策班長)	危機管理対策班 危機管理対策班長 防災係長 (危機管理監)	9 災害応急措置業務命令に関する事項 10 消防団の活動に関する統制・調整事項 11 災害時の公安警備に関する事項 12 災害の応急対策の実動に関する事項 13 被害者の緊急救助に関する事項 14 災害応急措置について他部の連絡調整に関する事項 15 対策本部室共通事務及び班共通事務に関する事項 16 町の備蓄品に関する管理・運営（平常時） 17 各対策部との調整及び統制に関する事項 18 復興計画実施の統制に関する事項
	総務課長 (総務係長)	総務対策班 総務対策班長 総務係長 (財務係長・監理係長・人事給与係長) ※ 総務係長は、総務課長不在時、総務班の統制を行う。	1 本部長、副本部長の災害視察に関する事項 2 本部長等に係る災害調査団等に関する事項 3 本部長等に係る災害見舞者の応接に関する事項 4 関係省庁との連絡調整に関する事項 5 職員参集状況の把握及び被災状況（安否確認、被害）に関する事項 6 職員の配置、給与、厚生（生活支援）に関する事項 7 災害応急対策等の予算編成に関する事項 8 受援計画（マニュアル）に関する事項 9 災害情報（気象含む）の収集に関する事項 10 災害対策本部室設置・運用に関する事項 11 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項 12 指定避難所開設に関する事項 13 各課に属さない事項
	企画政策課長 (企画政策係長)	企画政策班 企画政策班長 企画係長 (情報係長)	1 緊急輸送車両の確保に（許可申請、調達及び運用管理）に関する事項 2 道路被害に伴う、デマンドタクシー・スクールバス運行の調整に関する事項 3 報道統制に関する事項及び報道機関との連絡、災害状況の公表及び現地等における取材等に関する事項（町長等への取材調整含む。） 4 災害写真（アーカイブ）に関する事項 5 復興基本計画に関する事項 6 災对本部室のネット環境の設置及び情報収集に関する事項 7 災害対策本部室情報資材に関する提供及び設置に関する事項 8 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項 ※ 災对本部室において、システム班及び報道対応として職員の配置をするものとする。細部は企画政策班計画とする。 9 受援計画（マニュアル）における受援班の運用に関する事項

総務 対策部	農林振興課長	避難所対策班 避難所対策班長 地籍調査係長 (農地係長)	1 指定避難所確認班の全般統制 (総括) 2 指定避難所の開設状況の確認 (開設の有無) 3 指定避難所者数の確認・報告 (災対本部へ) 4 指定緊急避難場所の開設状況・避難者数の把握 5 避難所開設状況の把握及び指定避難所の公衆 (白) 電話の導通点検に関する事項 (避難所班及び避難所設置班をもって確認する。) 6 避難者要望による該当避難所への備蓄品及び支援物資の配布 7 車中泊者数・場所・集約に関する事項の把握及び避難場所等の集約のための統制
	清和支所長	清和支所対策班長 清和支所長 (地域振興係長)	1 避難所運営に関する事項 2 備蓄品管理に関する事項 3 被害情報等に関する情報収取及び災対本部への連絡 4 各課担当部署との情報の共有 5 隣接指定避難所 (旧朝日小「体育館含む。」・清和山村基幹集落センター) との連携
支所 対策部	蘇陽支所長	蘇陽支所対策班長 蘇陽支所長 (地域振興係長)	1 避難所運営に関する事項 2 備蓄品管理に関する事項 3 被害情報等に関する情報収取及び災対本部への連絡 4 各課担当部署との情報の共有 5 隣接指定避難所 (馬見原公民館) との連携 6 福祉避難所としての運用

福祉衛生対策部	福祉課長	福祉対策班 福祉対策班長 福祉係長 (子育て支援係長) (高齢者支援係長) (介護保険係長)	1 災害救助法に関する事項 2 被災者再建支援に関する事項 3 慶弔金・見舞金等に関する事項 4 義援金の配分に関する事項 5 自宅・避難所・福祉避難所等における要配慮者の保護収容に関する事項 6 災害ボランティアセンターとの連携・支援に関する事項 7 保育園の保護者連絡調整及び保健衛生に関する事項 8 民間賃貸住宅（みなし仮設住宅）の入居に関する事項 9 特別指定避難所（感染症専用）開設・運営に関する事項 10 高齢者等の「災害時個別避難確保計画」に関する事項 11 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項 12 災害時要配慮者等の個別避難確保計画に関する事項
	健康ほけん課長	医療対策班 医療対策班長 健康づくり係長 (国民年金係長)	1 被災者の健康管理に関する事項 2 医療機関等との連絡調整、医療関係者の動員及び配置に関する事項 3 医薬品、衛生材料、搬送車両の確保及び搬送に関する事項 4 福祉避難所開設及び避難所運営（医療・食・衛生）に関する事項 5 避難所衛生管理全般に関する事項 6 特別指定避難所（感染症専用）開設・運営に関する事項 7 食支援活動体制に関する事項 8 災害時の保健衛生管理に関する事項 9 避難所における感染症対策に関する事項 10 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項

福祉衛生対策部	病院事務長	病院総務対策班 病院総務対策班長 病院総務係長 (病院医事係長)	1 町民等への医療活動に関する事項 2 対策部長が定める所掌事務に関する事項 3 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項 4 医療相互支援等の協定書締結済みの関係機関との調整に関する事項（災害対策本部室との調整） 5 災害負傷者に関する治療等に関する事項
商工観光・救援物資輸送対策部	山の都創造課長	救援物資輸送対策班 救援物資輸送対策班長 SGDs推進室長 (山の都づくり推進室長)	1 物資需要の把握に関する事項 2 救援・支援（義援）物資の受入れに関する統制事項 3 救援・支援物資の要請及び受入れ調整、配分計画に関する統制事項 4 救援・支援物資等の配布、管理等に関する統制及び職員動員に関する事項 5 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項 6 町が管理する備蓄品の輸送・配分・管理に関する統制事項（災害時） ※ 平時においては、定期的な確認及び防災係との連携・調整を行う。 7 物資調達・輸送調整等支援システムに関すること 8 避難所班の応援職員に関する事項 9 救援物資及び備蓄倉庫等の施設の安全に関する事項 10 災害対策本部室設置・運用に関する事項 11 物流拠点の選定に関すること
	商工観光課長	商工観光対策班 商工観光対策班長 商工観光係長 (施設整備係長)	1 商工業の被害調査及び集計・伝達、復興支援に関する事項 2 災害時特例等の金融支援及び相談に関する事項 3 観光者の避難及び支援等に関する事項 4 観光業の復興支援に関する事項 5 救援物資班の配布・管理等に関する事項 6 町が管理する備蓄品の輸送・配分に関する事項（災害時） 7 救援物資及び備蓄倉庫等の施設の安全に関する事項 8 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項 9 避難所対策班の応援職員に関する事項 10 災害対策本部室設置・運用に関する事項

環境対策部	環境対策部	被害家屋等認定対策班 被害家屋等認定対策班長 課税係長 (徴収係長) (戸籍住民係長)	1 罹災証明及び被災証明に関する事項 2 被害家屋認定業務に関する事項 3 被災者台帳整備に関する事項 4 被災に係る税の減免等に関する事項 5 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項 6 災害対策本部室設置・運用に関する事項 7 救援物資・備蓄品等の配布に関する事項（増援） 8 担当指定避難所運営及び確認に関する事項 9 指定避難所開設に関する事項
	環境水道課長	環境衛生対策班 環境衛生対策班長 環境衛生係長	1 災害時における環境対策に関する事項 2 災害ゴミ、生活ゴミ及びし尿等の収集・処理計画及び実施 3 災害廃棄物集積場の設置に関する事項 4 被災住宅等の解体に関する事項 5 食品衛生に関する事項 6 応急仮設トイレの設置及び管理に関する事項 7 被災動物（犬・猫に限る）に関する事項 8 安置所の設置及び管理運営に関する事項 9 遺体収容、埋火葬、身元確認及び引渡し等に関する事項 10 災害対策本部室設置・運用に関する事項 11 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項
		水道対策班 水道対策班長 水道係長	1 水道施設の被害調査に関する事項 2 被災地域に対する応急給水活動に関する事項 3 水道水源の確保及び水質管理に関する事項 4 水道施設の応急対応（復旧）に関する事項 5 災害対策本部室設置・運用に関する事項 6 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項

農林対策部	農林振興課長	農政対策班 農政対策班長 農政係長 (農村整備係長)	1 農地及び農作物の被害額の調査及び復興支援に関する事項 2 農地及び農業用施設等の災害復旧に関する事項 3 関係業者の被害額調査及び復興支援に関する事項 4 指定避難所開設に関する事項 5 避難所対策班の応援職員に関する事項 6 災害対策本部室設置・運用に関する事項 7 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項
		林政対策班 林政対策班長 林政係長 (有機農業推進室長) (農村整備係長) (農地係長)	1 林業の被害額の調査及び復興支援に関する事項 2 山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所及び地すべり危険箇所に関する事項 4 木材等の確保・調達及び輸送に関する事項 5 指定避難所開設に関する事項 6 避難所対策班の応援職員に関する事項 7 災害対策本部室設置・運用に関する事項 8 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項

土木住宅対策部	建設課長	土木対策班 土木対策班長 土木係長 (高速道路対策室長)	1 国・県・町道等の被害調査及び情報収集に関する事項 2 道及び河川の災害復旧に関する事項 3 緊急輸送道路等の障害物の除去や交通規制に関する事項 4 孤立集落の解消に関する事項 5 国・県・町管轄の河川等の被害調査及び情報収集に関する事項 6 がけ地近接危険住宅箇所、宅地造成崩壊危険箇所及び地域防災がけ崩れ対策事業に関する事項 7 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び地すべり危険箇所に関する事項 8 災害対策本部室設置・運用に関する事項 9 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項 10 公共土木施設に関する事項 11 土砂災害復興に関する事項
		住宅対策班 住宅対策班長 維持管理係長 (高速道路対策室長)	1 被災建物及び宅地の応急危険度判定に関する事項 2 仮設住宅の建設、入居者選考、管理等に関する事項 3 町営住宅の被害調査及び対応に関する事項 4 被災者向け町営住宅の無償提供（一時入居）に関する事項 5 被災住宅の応急修理に関する事項 6 災害対策本部室設置・運用に関する事項 7 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項 8 住宅災害復興計画に関する事項

文教対策部	学校教育課長	学校教育対策班 学校教育対策班長 学校教育係長	1 児童・生徒の安否情報及び保護者との連絡調整に関する事項 2 学校教職員の安否情報確認及び支援等に関する事項 3 学校施設等の被害調査に関する事項 4 教育機関等の再開計画に関する事項 5 被災児童及び生徒への学用品の調達支給に関する事項 6 学校の保健衛生に関する事項 8 災害対策本部室設置・運用に関する事項 9 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項 10 公立学校災害復興に関する事項 11 スクールバスの運行に関する事項
	生涯学習課長	施設対策班 施設対策班長 生涯学習係長 (体育施設整備推進室長)	1 生涯学習施設及び体育施設等の災害応急対応及び被害報告に関する事項 2 教育委員会管理施設の避難所開設及び管理運営に関する事項 3 指定避難所開設に関する事項 4 避難所班の応援に関する事項 5 災害対策本部室設置・運用に関する増援 6 共通事務及び班共通事務に関する事項
出納対策部	会計課長	出納対策班 出納対策班長 会計係長	1 義援金の募集及び保管に関する事項 2 災害援助金の出納に関する事項 3 応急対応物品の購入及び出納に関する事項 4 業務を遂行する職員等のための水、食料等の確保に関する事項 5 災害対策本部室設置・運用に関する増援 6 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項

応援 対策部 議会事 務局等	※他の班に属さないもの	1 町会議員の安否確認 2 議会事務局長は、総務課長不在時に総務対策部長業務を代行するものとする。 3 災害対策本部室の設置・運用に関する事項
-------------------------	-------------	---

(3) 職員配置指定避難所の担当課について

	指定避難所名	責任担当課	人数	備 考
		担当課		
①	健康福祉センター 千寿苑	健康ほけん課	4	○指定避難所及び福祉避難所としての運営 ○福祉避難所としての機能を充実 （令和6年度以降は福祉避難所としての運用となるため。） ○福祉避難所に該当避難者を付き添いのため避難された家族も受け入れる。
		福祉課		
②	清和支所	清和支所	2	○指定避難所としての運営 （蘇陽支所は、併せて福祉避難所として運用） ※ 細部は、支所計画
③	蘇陽支所	蘇陽支所	2	
④	新体育館 （パスレル）	総務課	2	○総合的な指定避難所としての運営 ○長期避難を余儀なくする場合は、最終的な避難者の集約場所とする。 ○その他、車中泊場所、野外テント使用による避難場所としての活用 ○避難者の数及び被害状況により体育館内の避難場所を指定する。
		生涯学習課	1	
		農林振興課	1	
⑤	清和山村基幹 集落センター	生涯学習課	1	○指定避難所としての運営 ⑤の運営については、大矢川の氾濫の危険性がある場合は、避難者を支所に避難をさせる。支所が避難困難な場合は、清和保健センターを開設するものとする。
		税務住民課	2	
⑥	馬見原公民館	農林振興課	2	⑥の避難所を開設する場合、住民による避難所運営が可能であれば、必要事項を示した上で職員による任務は解除する。 しかし、運営間において連絡を確保するとともに、定期的な避難所観察をするものとする。
		税務住民課	1	
⑦	清和保健センター （特別指定避難所）	福祉課 健康ほけん課	2	○必要により運営する。 （感染症発生時（濃厚接触者含む。）、避難者が避難を希望した場合は、開設するが当時の状況による。

※ 令和 6 年度の避難所の開設については、予防的避難及び災害の規模・種類による避難者の避難状況により判断する。

○ 基本的手順：警報発表⇒第 1 号配備態勢（避難所開設準備）⇒警戒レベル 3 「高齢者等避難発令」（①②③④避難所開設）⇒避難状況により⑤⑥を追加開設 ⇒必要により⑦を開設

※ 避難所開設及び運用に関する事項は「令和 6 年度避難所マニュアル」によるものとする。

※ 責任担当課が、担当避難所の統制を行うものとする。

※ 避難状況を定時報告：

午前 6 時を基準として 1 時間毎の連絡午後 1 0 時までを報告の基準とする。

（午後 2 2 時から午前 6 時までの報告は実施しない。ただし、避難者に変動があった場合は、その時点をもって報告するものとする。）

（4）職員を配置しない指定避難所の避難状況・要望（救援物資等のニーズ）の確認

【指定避難所の確認担当表】

	担当指定避難所	担当課（班）	備 考（役割等）
1	旧白糸第 2 小学校（体育館含む）	生涯学習課	○ 担当指定避難所（職員配置の無い指定避難所）の安全確認、避難状況及び要望（救援物資等のニーズ）を確認する。
2	旧白糸第 3 小学校（体育館含む）		
3	白糸第 1 体育館	総務課	○ 編成は、2 名 1 組の編成を基準とするが、細部の編成は各課計画とする。
4	中央公民館		
5	御岳中央地区 コミュニティー「皆和」		
6	下名連石老人憩の家	税務住民課	○ 避難所等の確認は、災害が発生し、災害対策本部等が設置された場合に限る。 災害対策本部室（避難所対策班）の指示のもと、担当する指定避難所の状況を確認するものとする。
7	JA 名連川支所		
8	旧朝日小学校（体育館含む）		
9	下矢部西部改善センター	農林振興課	○ 被害等の状況により、各課担当の指定避難所の確認場所を変更する場合がある。 ○ 使用車両は、課内の公用車とするが、使用が困難な場合は、災害対策本部室と調整するものとする。
10	下矢部東部体育館		
11	中島体育館		

ア 避難所班の役割等

（ア）避難所対策班（農林振興課）の指示のもと指定避難所等の避難状況及び要望（救援物資等のニーズ）を確認する。

（イ）編成は 2 名 1 組を基準が、細部の編成については、各課等計画とする。

（ウ）指定避難所に設置している災害用公衆電話の設置を確認して、取り扱いについて避難者に

説明するとともに、避難状況を定時報告（午前6時を基準として2時間毎の連絡午後10時まで報告を基準とする。

災害対策本部室（避難所対策班）に連絡をするように避難者の代表者に周知する。（代表者の連絡の確認（電話番号等））

(エ) 示された指定避難所の近傍の指定緊急避難場所に避難者が確認された場合は、状況によりその指定緊急避難場所の同様の確認を行うこととする。

(オ) 各支所は、地域の指定緊急避難場所の避難者を確認した場合、状況により緊急指定避難場所の状況を確認するものとする。

(カ) 車中泊及び避難場用テント等の避難者の把握

指定避難所及び指定緊急避難場所等のグラウンド及び駐車場等に車中泊及び避難場用テント等により避難している場合は、避難者の掌握及び救援物資等のニーズを確認し災対本部へ連絡するものとする。

イ 指定避難所の確認担当班の行動の統制

指定避難所の確認を命ぜられた上記表の担当班は、災害対策本部室（避難所対策班）の指示により行動するものとする。

(3) 共通事項

対策部共通事務 ※指示統制は災害対策本部室長（総務課長）が実施するものとする。	1 所管業務に関する災害情報の総務対策部への報告に関する事項 2 所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の総務対策部への報告に関する事項 3 対策部内の連絡調整に関する事項 4 対策部内の庶務に関する事項 5 対策部内の職員の配置運営に関する事項 6 指定避難所等の避難状況の確認（必要により） 7 支援物資の受領・配布に関する事項（必要により）
班共通事務	1 所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関する事項 2 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関する事項 3 所管施設の災害時における目的外臨時使用に関する事項 4 所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の対策部への報告に関する事項 5 所管業務に関わる関係機関・団体（災害時協定含む）との連絡調整に関する事項 6 所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関する事項 7 所管業務に関わる災害時要援護者対策に関する事項 8 所管業務に関する各班相互の連絡協力及び連絡調整に関する事項 9 所管業務に関わる被災者支援対策に関する事項

(4) 災害対策本部設置

ア 災害対策本部の設置基準は、基本的には町長の承認をもって行う。しかし、急を要する場合及び町長不在時においては最上級者の判断による。

イ 災害対策本部の設置基準は、「令和6年災害対策本部室設置マニュアル」による。

(5) その他留意事項

ア 清和支所長、蘇陽支所長等各施設の管理者は、管内の情報を収集して本部に報告する。
また、其々本部対策部の関係所掌事務を併せて行うものとする。

イ 災害時の職員の初動は、令和6年度修正の「災害時職員行動マニュアル」により行動をすることを基準とする。

ウ 特に災害発生から72時間以内の対応により被災者の生死を分けるとされている。

よって、職員は、被災者の人命救助第一に対応にあたる。

また、感染症の拡散防止のため避難所運営に対応が必要となる場合は、感染症の拡散防止を第一として避難所運営を実施する。

エ 平時より大規模災害に備え、訓練等を継続的に実施して連携体制を構築する。

第2節 応急対策職員派遣制度の活用に関する事項

1 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

本制度の基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本制度は、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものである。

(2) 本制度は、地方公共団体間の災害相互応援協定等を妨げるものではないこと。

(3) 本制度に基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。

(4) 本制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。

ア 災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。

イ 被災市区町村の長への助言、主要担当職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、関係機関及び県との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。

(5) 応援職員のニーズ等の把握

次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を速やかに把握するものとする。

ア 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性

イ 前号について応援職員の派遣が必要なときは、その派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

ウ 総括支援チームの派遣の必要性

エ 応援職員の派遣に関して必要な情報

2 受援体制（平常時における受援体制の整備等）

町は、災害時に円滑に応援職員の受入ができるよう、あらかじめ次に掲げる事項等を取りまとめた受援計画の策定を行うなど、受援体制について必要な準備を整えるものとする。

(1) 庁内全体の応援受入の窓口となる受援担当者

(2) 応援職員が担う受援対象業務と必要人数

- (3) 各受援対象業務の担当部署における受援担当者
- (4) 応援要請の手順

- 3 都道府県は、区域内の市区町村に対し、前項の取組に係る助言や支援を行うものとする。
(応援職員受入時の体制整備)

町は、災害時の応援職員の受入に際し、受援が円滑に機能するため、次に掲げる取組等により、応援職員の受入体制の整備に努めるものとする。

- (1) 応援職員の執務スペースの確保
- (2) 業務に必要な資機材等の準備
- (3) 受援に関する庁内調整会議の開催

第3節 動員計画

1 動員体制の整備

関係機関並びに本町役場の各課長は、災害の恐れ、又発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事し、始動されるよう体制を定め、所属職員に周知徹底する等、相互に協力するよう努める。

その際、職員の行動については、令和6年度「災害時職員行動マニュアル」により行動するものとする。

2 役場職員の動員体制

(1) 災害発生の恐れのある場合の動員

ア 関係課長による動員

災害処理に関係を有する課長は、次の発表若しくは指示（以下「発表等」という。）があった時は、所属職員を必要に応じ応急措置のため配置し、気象予警報伝達計画に基づき注意報又は警報を伝達すると共に、情報収集及び災害活動に当らせるものとする。このため災害処理に関係を有する課長は、職員の応急措置に関する担当事務をあらかじめ定め、周知徹底しておくものとする。

イ 災害発生の恐れある注意報又は警報あるいは特別警報が、熊本地方気象台又は福岡管区気象台から発表されたとき。

ウ 町長が必要と認め指示したとき。

(2) 総務課長による待機職員の指示等

総務課長は、熊本地方気象台から注意報、警報の発表があった場合は、天候の推移を判断し、必要に応じて関係課等の要員を参集させ、警戒態勢をとるものとする。

その際、防災係は速やかに災害警戒本部を設置して情報収集をするとともに、避難情報等の発令を躊躇なく発するものとする。なお、避難情報発令は、総務課長へ報告後、町長の承認のもと行う。 ※ 細部は「令和6年度災害待機マニュアル」による。

(3) 災害発生時における動員

ア 課長は、災害が発生した場合は、所属職員の全部又は一部を指揮監督して災害応急措置に従事し、町長及び上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。

イ 災害対策本部が設置されたときは、本部長の命を受けて応急措置を講ずるものとする。

ウ 職員は、災害が発生した場合、自ら上司と連絡を取り、じ後の行動を確認するか、又は自らの判断で参集し、活動するように心掛ける。

エ 課長は、所属職員の召集又は連絡に当っては、最も迅速かつ的確な方法（電話等）をとる

ものとする。

(4) 動員解除

動員の解除は、総務課長が指示する。

(5) 動員体制の基準

細部の行動の基準は下記のマニュアルをもって行動を行う。

ア 令和6年度災害待機マニュアル

イ 令和6年災害時職員行動マニュアル

ウ 令和6年災害対策本部設置マニュアル

※ その他、各課作成の対応計画及びマニュアルによる。

3 職員の安全確認・健康管理等

町は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応が長期的に続く場合は、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

特に、大規模災害の発災直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ全庁的な人員調整を行うものとする。

※ 災害時の職員の業務の優先等については、別冊第2「令和6年度業務継続計画（BCP）」を基準とする。

4 県の職員の応援

災害対策基本法第68条による知事に対する職員の応援要請は、県上益城地域振興局を通じて必要とする職員数、資機材の数量を通報するものとする。

5 国の機関の職員の派遣

災害対策又は災害復旧の必要があると認めるときは、町長は、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第29条の規定により他の公共団体、又は国の機関の職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第30条の規定により職員の派遣斡旋を求めることができる。

(1) 町における資材の提出

災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を受けた際の取扱いは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条による。

(2) 災害派遣手当

災害派遣手当は、災害対策基本法第32条の規定により、手当を支給することができるが、支給の基準は、自治省告示（昭和51年3月自治省告示第118号）によるものとする。

(3) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

ア 国から派遣を受けた職員には、災害対策基本法施行令第18条による。

イ 県から派遣を受けた職員には、地方自治法第252条第3項による。

第4節 自衛隊派遣要請に関する事項

1 災害派遣要請基準

災害時における自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊派遣を要請する場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 天災、地変その他の災害に際して、人命、身体又は財産を保護するため必要があると認められるとき。**（公共性）**
- (2) 災害の発生が目前にせまり、これが予防に緊急を要する**（緊急性）**ため、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。**（非代替性）**
- (3) 上記自衛隊災害派遣の3要件を満たす場合にのみ、県知事に要請依頼をすることができる。

2 災害派遣要領

(1) 町長等の派遣要求

ア 自衛隊の派遣要求は、**熊本県知事に対して行うが、熊本県上益城地域振興局を通じて行うものとする。また、自衛隊L0（自衛隊熊本地方協力本部等の隊員）が来庁している場合は、並行して、情報の共有を図り、災害派遣の準備及び自衛隊の自主派遣を促すものとする。**

イ 自衛隊派遣を要求する場合は、次の事項を明確にするものとする。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要求する理由**（目的）**
- (イ) 派遣を必要とする期間
- (ウ) 派遣を希望する**人員数・車両・航空機及び重機含む。**
- (エ) 派遣を希望する**場所・進入経路・区域及び活動内容**
- (オ) **連絡場所、連絡責任者、部隊活動拠点（宿泊施設・駐車場等）派遣に際して参考となるべき事項**

(2) 派遣要求の変更手続き

派遣要求をした後において、派遣期間、人員、地域等を変更しようとする場合の手続きは速やかに行うものとする。

(3) 派遣部隊の撤収要求

派遣目的を達した場合又はその必要がなくなった場合は、速やかに派遣要求の要領に準じて撤収要求（撤収の理由及び期間）を行うものとする。

(4) 自衛隊との平素の準備

陸上自衛隊第8師団の警備担任部隊（第42即応機動連隊第1中隊）及び自衛隊熊本地方協力本部（宇城募集案内所）に対して、防災訓練及び防災会議等への参加を依頼し、平素から関係強化を図る。

3 災害派遣部隊等の処置

自衛隊派遣に対し、町長は、次の事項に留意すると共に、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。

- (1) 各関係機関の派遣部隊に対して部隊の拠点としての施設（指揮統制場所・野営施設・宿泊施設）を便宜するものとする。

別紙第1「部隊活動拠点施設一覧」

- (2) **自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般的復旧工事等について災害派遣要請をする場合は、災害派遣の3要素（非代替性）を理解し、別途派遣要請を依頼すること。**
- (3) 自衛隊の作業に対し、町当局及び地域住民は、積極的に協力すること。
- (4) 災害地における作業に関しては、町当局と自衛隊指揮官との間で十分協議して決めること。

4 資機材の準備

自衛隊派遣に際し、使用する機材の準備については、次のとおりとする。

- (1) 災害救助又は復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊の携行するものを除き、町において準備するものとする。
- (2) 災害救助又は復旧作業等に使用される材料及び消耗品は、すべて町において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊で携行する材料及び消耗品を使用するものとする。
ただし、派遣部隊携行の使用材料及び消耗品は、すべて町に譲り渡すものではなく、災害の程度、その他の事情に応じて町において、でき得る限り返品又は弁償しなければならない。

5 ヘリコプター発着予定地

人命救助又は救護物資の空輸の発着予定地を確保するとともに、大規模火災時の消火活動拠点（着陸場）として、別紙第7「ヘリ場外離着陸場一覧」のとおり設定する。

但し、経年変化等で施設の荒廃及び管理不備等により、航空機が安全に使用できない場合は、改善が図れるまで使用を一定期間中止する。又は、ヘリ場外離発着場指定から削除するものとする。

第5節 通信設備利用に関する事項

災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生した場合における災害予防、警報の伝達若しくは被害状況の情報収集、その他応急措置等についての通信は、次により行うものとする。

- 1 公衆電気通信施設の利用は、N T T電話により通信連絡する。緊急を要する連絡に当たっては「災害時優先電話」をもって関係機関に通報する。

2 通信の優先順位

災害のため緊急を要する事項を内容とする通信を最優先する通話の内容は、次のとおりである。

- (1) 水防機関
洪水が発生し、若しくは発生する恐れがある旨の通報又はその警戒若しくは予防のため緊急を要する場合
- (2) 消防救急機関
災害の予防、救援、応急対策又は人命救助等緊急を要する場合

3 通信施設の種類及び設置場所は、次のとおりである。

種 別	設 置 場 所	備 考
N T T 電 話	山都町役場	
個別防災行政無線	山都町役場及び山都町一円	役場から各世帯への周知
	子局アンテナ設置の外用 拡声器	設置周辺地域への周知
消防無線	山都町及び 山都町消防団	県⇄町⇄公用車・消防団車両
県 防 災 行 政 無 線	山都町役場	衛星・地上
警察電話・警察庁無線	警察署及び各駐在所	
※災害用公衆電話	指定避難所 16ヵ所	令和5年度完了

※ 災害用公衆電話は、指定避難所 16ヵ所／17ヵ所に設置し、指定避難所からの一方通行での電話使用ができるものであり、災害時及び予防的避難時の使用可能（無料）となっている。

4 災害時他言語電話通訳サービスについて

県では、令和2年7月豪雨災害等の広域にわたる災害が頻発していることを踏まえ、災害時における外国人支援の取組みを進めている。

多くの外国人住民等は、日本語に習熟しておらず必要な情報が伝わらないなどが原因で、災害時における情報把握、避難、生活手段の確保などの活動が円滑かつ迅速に行いにくい「要配慮者」として位置付けられています。

この状況を踏まえ、令和3年度から、外国人住民等の方々が避難所を利用する際、市町村職員等との円滑なコミュニケーションを支援するため、県下の避難所で利用できる災害時多言語電話通訳サービスを導入した。

(1) 災害時多言語電話通訳サービスの概要

外国語対応専用ダイヤル 092-687-6268

ア 各避難所から直接電話いただき、利用できます。(固定・携帯問わない)

イ 原則、避難所を運営する市町村職員等に利用していただくものですので、上記専用ダイヤルの番号については、外部には公開しないで下さい。

ウ 平時には利用できません。台風接近等に伴い事前に設置する際には、県からお知らせします。

エ 本サービスは通訳のみを行うものであり、コールセンター通訳者による相談対応はできません。相談対応が必要な場合は、熊本県外国人サポートセンターにて対応しますので、080-4275-4489へお電話ください。

(午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日、年末年始除く))

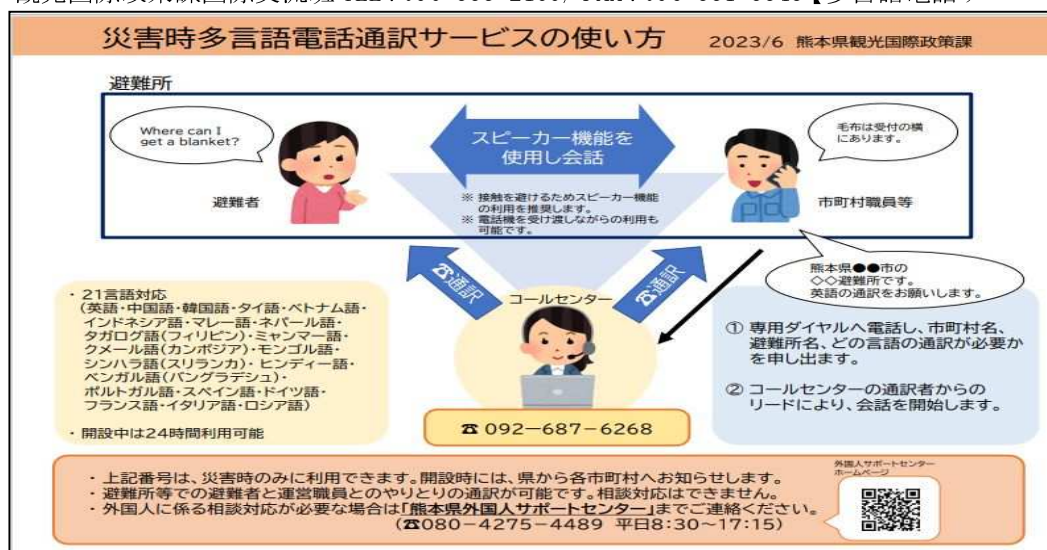
(2) 避難所カルテの入力

災害時に避難が長期化した場合等には、熊本県防災情報共有システム内の避難所カルテの入力を依頼する場合があります。その際に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に定める「要配慮者」である「言語サポートが必要な人」の人数は、外国人住民に係る避難所支援を検討する際に非常に重要な基礎情報となりうるため、町においても確実な把握と入力を実施するものとする。

(3) お問い合わせ先

災害時多言語電話通訳サービス、災害時外国人支援について

観光国際政策課国際交流班 TEL:096-333-2159/ FAX:096-381-3343【多言語電話サービス参考】



第6節 情報収集及び被害報告取扱に関する事項

災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告という。」）の取扱いについては、次に定めるところによって行うものとする。

1 実施責任者

町長は、管内の被害報告を収集し、県及びその他の機関に通報又は報告を行うものとする。

2 被害報告責任者

町長は、被害報告が迅速かつ的確に処理できるように下記により被害報告責任者を定めておくものとする。（総務課防災係員より1名（防災係長）又は代理者（消防主任）1名）

3 被害報告等の調査

被害状況の調査に当っては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 被害状況の調査に当っては、関係機関相互に連絡を取り、調査脱漏、重複調査のないよう充分留意すること。
- (2) 被害世帯、人員等についての詳細な調査は、現地調査の他住民登録等を照合して的確を期する。
- (3) 事前に被害調査の担当及び班を定め、正確、迅速な調査ができるよう配慮しておくこと。

4 防災関係機関の協力関係

町のほか県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、相互に被害報告等の取扱いについて連絡するものとする。

5 被害の報告

- (1) 各対策部の収集した被害の情報について

速やかに災害対策本部室（危機管理対策班）へ報告するものとし、災害対策本部（危機管理対策班）は、各対策部が収集した被害の情報を取りまとめ、常に被害状況を最新の把握しておき、必要に応じて町長及び各対策部等に報告し、あわせて住民へ周知を行うものとする。

- (2) 消防組織法（昭和22年法律第266号）第22条の規定に基づき町長が県知事に対して行うべき必要な報告は、総務対策部（危機管理対策班）が行うものとし、報告についてその形式及び方法は熊本県地域防災計画の定めるところによる。

なお、参考までに熊本県防災計画でおおむね定める報告すべき災害とは、次のとおりである。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ 町が災害対策本部を設置したもの。

ウ 災害は当初は軽微であっても今後拡大発展する恐れのあるもの。

エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。

オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの。

第7節 広報計画

町内の災害時における情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関並びに住民に周知徹底するための計画は、次に定めるところによる。

1 実施機関

災害対策基本法の定められている災害応急対策責任者（法第50、51条）は、それぞれの分担事務又は業務について、広報活動に努めるものとする。

2 実施機関の相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換を行うよう努めるものとする。

3 広報活動

- (1) 総務対策部企画政策班は、各対策部から収集した資料を編集し、広報を行うものとする。
広報事項は、あらかじめ災害対策本部長（町長）の承認を得て行わなければならない。

部	班	連絡方法	広報対象
本部長及び副本部長 総務対策部	総 務 企 画 広 報	口頭、文書、電話 庁内放送・LV（ライフヴィジョン） 広報事業 広報誌 戸別防災行政無線及び広報 車等 情報通信技術(ICT)の活用	報道機関等 役場内 住 民 一般住民及び被害者等

- (2) 一般住民に対する広報

ア 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、戸別防災行政無線及びLV（ライフヴィジョン）並びに広報車等を利用し広報活動を実施する。

イ 被害発生後の広報

被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況が確実に行きわたるように、広報を行うものとする。具体的には、電力、水道等の復旧の状況、交通機関の運行の状況、河川の水防活動、災害救助活動などに重点をおき、人心の安定と激励を含め、沈着な行動を要請するなどの広報活動を戸別防災行政無線及びLV並びに広報車等を利用し、迅速かつ的確に実施する。

ウ 情報伝達方法

町民への避難情報の伝達を防災行政無線、Lアラート（エリアメール）、防災情報メール・LV等活用して迅速・正確な情報を周知するとともに、早期の避難行動を促す。

- (3) 広報写真の収集

報告、記録等に供する写真は、総務対策部の企画・広報班が担当し、各対策部が撮影した写真を収集すると共に写真係を派遣し、被害写真等を収集する。

また、民間人が撮影した写真についても極力活用する。

この際、映り込んだ人物は、個人が断定できないものに限る。（または、使用する場合は、本人等の許可があったものに限定する。）

第8節 応急措置に関する事項

1 町長の応急措置

- (1) 応急実施責任

町長は、本町に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令若しくは地域防災計画の定めるところにより災害の発生を防御し、又は拡大を防止するため必要な応急措置を速や

かに実施するものである。(基本法第 62 条 1 項)

(2) 消防機関の出動要請等

町長は、災害が発生する恐れがあるときは、消防機関に出動の準備をすることを要請し、若しくは求める。又は警察官の出動を求める等災害応急責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める。(法第 58 条)

(3) 設備物件の除去等の事前措置

町長は、災害が発生する恐れがあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者若しくは管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示することができる。又これらの指示については、状況により警察署長に要求することができる。(法第 59 条)

(4) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める時は、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、又はこれらの事を行うことを警察官に求めることができる。(法第 63 条)

(5) 工作物等の使用収用等

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため緊急の必要があると認めたときは、当該区域内の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

この場合において、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施に支障となるものを除去し、保管又は売却することができる。保管した工作物等又は売却した代金は、工作物等の占有者等の負担とする。

町長は、工作物等を返還することのできない場合の帰属等について基本法第 64 条第 2 項、後段第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、同法施行令第 25 条、第 26 条、第 27 条の規定に基づいて行うものとする。(法第 64 条)

(6) 業務命令

町長は、当該町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、応急措置を実施するために緊急の必要があると認めるときは区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にあるものを当該応急措置の業務に従事させ、若しくはこれを警察官に求めることができる。(法第 65 条)

(7) 損失補償

町長は、前記(5)により工作物等の使用収用等の処分が行われたため当該処分により生じた損失によって補償の請求があったときは、これを補償する。(法第 82 条第 1 項)

(8) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

町は、町長又は警察官が前記(6)の業務命令及び(4)の警戒区域の設定のため、当該区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場に居る者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷した場合において、本人若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償について、基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例の定めるところにより行う。(法第 84 条第 1 項)

2 委員会、委員等の応急措置

本町の各委員会又は委員、本町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法

令の規定により応急措置実施について責任を有するものは、本町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時は、防災計画の定めるところにより町長の所轄の下にその所掌事務若しくは、所掌事務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない。
(法第62条第6項)

第9節 消防団に関する事項

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護すると共に、被害の拡大を防止し、もって安定秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

1 実施機関

本町の区域における消防を十分に果すため、消防の管理は、町長が行う。

2 消防活動計画の目的

消防は、消防施設及び消防団員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護すると共に、水災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減することをもって活動目的とする。

3 相互応援協定

消防組織法第21条の規定に基づき、災害に備えるため隣接町村との応援協定を活かし、消防出動態勢の確立を図る。

4 本町消防団の組織及び出動区域

令和4年度に消防団の編成を消防団団員の減少により、各分団を合併し、14分団を8分団として人口減少及び消防団員数の減少から効果的・効率的な運用編成として令和5年度より施行。

(1) 別紙第2「山都町消防団組織」

(2) 別紙第3「山都町消防団出動区域」

第10節 避難収用計画

1 避難者の誘導方法及び避難場所

(1) 避難誘導の目的

避難誘導は、避難路及び避難場所等は、あらかじめ定めておき、住民に周知徹底し、避難誘導の万全を計る。また、避難誘導を行う場合は、安全かつ迅速に実施し、避難者の安全確保に万全を図る。

(2) 避難路

避難路としては、安全性の高い公共の道路（主に国道、県道、町道等）を優先して行う。

(3) 別紙第4「災害時車中泊場所及び一時避難駐車場所」による。

別紙第5「避難経路一覧」とおりに指定する。

2 避難所の開設及び収容の基準

(1) 避難所の収容基準

- ア 災害により被害を受けた者
- イ 被害を受けるおそれのある者
- ウ 避難命令が出た地域の者

(2) 避難所の開設

町は、指定避難所を災害が起きる恐れ、起きた場合に指定避難所を設置しなければならない。
町としての避難所開設は、(3) 避難所 別紙第6「避難所一覧」のとおりであるが、職員を配置して対応する避難所は、4カ所（感染症対応時：7カ所）とする。

その他の指定避難所・指定緊急避難場所は、地域住民をもって開設するものとする。

(3) 避難所

別紙第6「避難所一覧（別紙第6-1、6-2）」

ア 別紙第6-1 「指定緊急避難場所一覧」のとおりに指定する。

イ 別紙第6-2 「指定避難所一覧」のとおりに指定する。

ウ 別紙第6-3 「福祉避難所一覧」のとおりに指定する。

3 避難所運営マニュアルの作成等

町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

避難者は、避難所の自主的運営が円滑に行われるよう、ルールを守り、お互い助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。

町は、消防団のほか、自治振興会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等（以下、団体等という。）と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うものとする。また、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等を住民へ普及させる。

車中避難者を含む避難所以外の被災者への対応について、町は、団体等と連携して車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

※ 避難所運営の考え方は、「感染症対策避難所マニュアル及び災害時の対応要領」を基準とし、専門的知識を伴う場合には、各課作成の避難所対応マニュアル等を優先するものとする。

4 感染症が予測される場合の避難所運営要領

災害が発生、または予測される場合に、町内において感染症が発生、蔓延の兆候がある場合の対応は、本計画における各課職員の分掌業務を一部変更して人命救助及びライフラインの復旧対応を除き、避難所の避難者対応を優先する。

(1) 避難所の運用

災害発生時における感染症が発生、又は蔓延の兆候がある場合における避難所の開設については、感染症予防対策のため、指定避難所を限定又は拡大して開設する。或いは、指定避難所以外の一部の施設を感染症対応施設専用として指定する場合がある。

(2) 災害の避難所及び避難者の基本的行動について

ア 感染症蔓延防止のための指定避難所以外の避難所の開設の検討

イ 避難所の過密状態防止のため、家族・親戚・友人宅等への助け合い避難を周知（分散避難の促進）する。

ウ 感染症の軽症者への対応については、保健所と十分に連携した上で、自宅が災害に合う危険性が極めて低い場合は、自宅待機を含め検討する。

エ 避難者及び避難所スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳等のエチケットの基本的な感染症対策を徹底すること。

オ 避難所の衛生環境を確保する。特に洗面所・トイレは、家庭用洗剤等を活用して清掃するなど、衛生環境を整えること。

カ 避難所の十分な換気の実施を行うとともに、避難者のスペースを確保できるようにする。

キ 避難者が感染症を起こした場合は、保健所と連携を図り、患者の隔離及び濃厚接触者の特定、併せて、施設内の消毒を実施して、蔓延防止に全力で対応する。また、感染者及び濃厚接触者の避難については、御船保健所と連携して、示された特別指定避難所（感染症対応施設）に案内する。

ク 発熱・咳等の症状が出た場合は、専用のスペースを確保する。また、間仕切りテント及びパーテーション等の設置により感染を最小限にするための工夫をする。

(3) 避難所の受付時の留意事項

ア 感染症予防と咳エチケットのため、マスクの着用・消毒を義務つける。

イ マスクの着用をしていない方及び持参がない方には、配布する。

ウ 受付周辺は、混雑が予想されるので表示をして2mの離隔（ソーシャルディスタンス）をとる。また、混雑が激しい場合は、番号札を与え車中にて待機してもらう。その際、車両待機者に対して拡声器にて番号を呼び受付してもらう。

エ 受付に非接触型体温計により測定を実施する。

オ 倦怠感・発熱等のある方は、別室での避難にする。

(4) 避難所内における感染症予防

ア 密閉を防止するため、避難所の換気を実施する。

イ 密集を防止するため、人と人との間隔を2m以上保つ。

ウ 密接を防止するため、マスクを着用、対面での会話を避ける。

エ 定期的に手指を消毒するとともに、手洗いを励行する。（ポスター等の掲示）

オ 朝・昼・夕に体温測定を実施し、健康状態を確認する。

カ 別室で避難される方は、専用のトイレを使用する。（備蓄している簡易トイレの活用）

※「災害(警報)時・感染症対策避難所運営マニュアル」による。（職員用）

5 車中避難者を含む避難所外避難者対策

本町では、熊本地震において度重なる余震やプライバシーの確保等の問題から車中泊等の避難所外避難者が約500名以上発生したことから、実態把握に苦慮し、物資や情報の十分な提供が、遅延、又は救援行動が一部できなかったため、熊本地震対応の検証を踏まえ、具体的対策を行う。

(1) 避難所外避難者への支援に向けた具体策

ア 自宅避難の場合（家屋の安全化）

発災後も自宅での生活を継続することを可能とするため、建物の耐震化や室内における家具類の転倒・落下・移動防止対策の促進を通じて、住まいの安全化の促進を図る。

また、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）や浸水想定区域など、危険区域内にある居住者を対象に、危険区域からの立ち退きや移転を促す。

イ 水道・電気・ガス等のライフラインの耐震化

発災後も自宅での生活が可能となるよう、建築物と同様、水道・電気・ガス等建築物と同様、水道・電気・ガス等のライフライン施設の耐震化の促進を図る。

ウ 被災生活を乗り切るための備えの充実

災害時に被災者各人が自宅や会社、地域において被災生活を乗り切るため、食料・飲料水・生活用品の備蓄（最低3日間分の備蓄及び1週間分の備蓄の推奨）などの備えを促進する。

また、電気やガスが使えなくなった場合に備えて、ポータブル電源や発電機、カセット

コンロやボンベ等の備蓄などを推奨するとともに町の備蓄についても促進を図る。

※ 防災無線・ＬＶ（ライフヴィジョン）・防災講話等により町民への周知を図る。

(2) 避難所外避難者発生抑制

指定避難所の安全性の向上や環境改善を図ることで、避難を余儀なくされた被災者が躊躇することなく、指定避難所へ避難する。

ア 指定避難所の不足の解消

平時においては、災害時に住民が速やかに避難できるよう指定避難所の場所等を住民に広く周知するとともに、避難のニーズに対応できるよう、指定避難所の追加指定等の検討を進める。災害時には、避難所が開設していること及び避難所が物資配布等の拠点となることを迅速に周知することで、指定避難所への避難を促進する。

イ 指定避難所への耐震化・応急危険度判定

熊本地震では、指定避難所としての利用を想定していた施設が被災により使用できなかったケースがあった。安心して指定避難所に避難していただくため、非構造部材を含めた施設の耐震化が必要である。

また、避難所の安全性を確認し、周知するため、避難所ごとに応急危険度判定を行う要員をあらかじめ定め、発災後速やかに安心して避難所として使用できるようにする。

ウ 指定避難所の環境改善や運営ルールの周知

「暑さ・寒さ」や「プライバシーの問題」、「性別の違いによって生じる課題」への配慮、「ペット対策」、避難所の過密対策など、指定避難所の生活避難所の生活環境面の向上を推進する。

また、平時から、災害時の住民の速やかな避難につながるよう、避難所ごとの運営ルールを住民に広く周知する。

エ 指定避難所への集約

避難所外避難者を把握するため、車中泊等の避難所外避難者を集約し、指定避難所への避難を促す。

(3) 指定避難所の敷地内及びその近隣における車中泊用スペースの確保

やむを得ない理由により、指定避難所に滞在できない被災者を受け入れるため、指定避難所内又は、隣接するグラウンドの一部や近隣の大型駐車場を車中泊用スペースとして活用する。指定避難所に近接している車中泊用のスペースへの避難者は、避難所と連携して必要な支援につなげることが可能である。

(4) 効率的な把握体制の構築

指定された場所以外にいる避難所外避難者の把握方法等を検討しておくことで、迅速な避難所外避難者の支援につなげる。

ア 住民からの報告する仕組みの導入

物資や情報を提供する拠点をあらかじめ定め、避難所外避難者が立ち寄った機会等を通じて状況を把握する。

(ア) プライベートカード及び緊急用呼び笛の携帯促進

避難先で、安心して支援を受入れるためには、名前・性別・生年月日・血液型・電話番号・連絡先（家族又は、頼りになる人）最寄りの避難所・既往症・常備薬等の記載のプライベートカードを作成所持することで対応が容易となる。

ａ 緊急用呼び笛等の携帯の促進

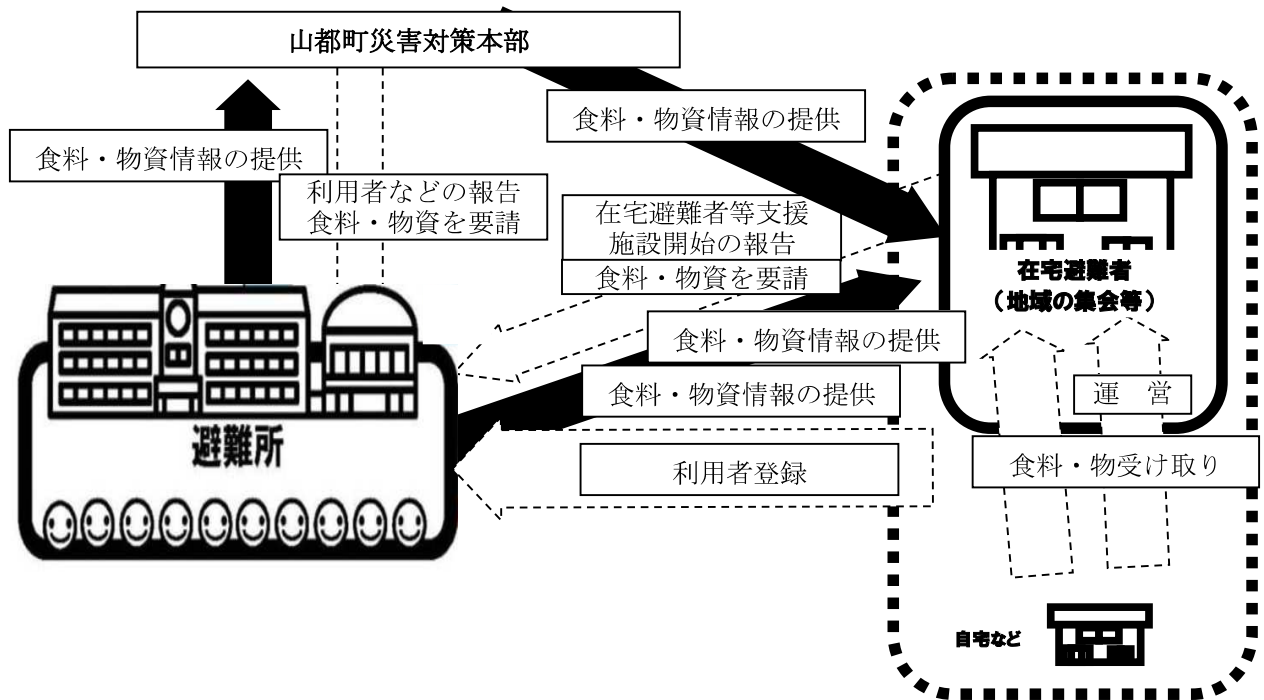
地震等の災害により、動くことができない・声を出ることが困難な場合等、緊急用の笛により居場所を知らせることができる。また笛の中には、プライベートカード入っており、不測事態時に対応が容易となるため。

- ｂ 特に、災害時避難に時間を要する高齢者等は、平素から準備を促す。また、自主防災組織は、町の補助金等を活用して、防災資機材等を計画的に整備するものとする。

(イ) 避難先となり得る施設・場所のリスト化

大規模災害時に、公共施設や商業施設、グラウンド、公園など、車中泊等の避難先となる可能性のある施設や場所について、あらかじめリストアップを行うとともに、車中泊のための避難場所の設定を実施、地域住民に周知することで把握が容易になる。

(ウ) 支援拠点の構築



イ 住民への周知

戸別防災行政無線、ＨＰ・ＬＶ（ライフヴィジョン）等を活用し、避難所外避難者に対して指定緊急避難場所・指定車中泊専用避難所（地震による被害が多い場合）を周知する。

(5) 指定避難所外避難者への留意事項

ア 指定緊急避難場所への避難が原則である。

イ 指定緊急避難場所以外の場所への避難を推奨するものではない。

ウ 障がい者など、避難所への避難や避難所での生活が困難な方が存在するため、要支援者名簿等を活用し、優先的に把握・障がい特性等に応じた支援を行うことが重要である。

(6) 避難所外の避難者の把握

災害時において家屋の崩壊又は地震（余震）等により、一時的な車による避難場所を確保する。特別危険地域及び警戒地域外であり、また指定避難所と救援のための連携が、図れる場所を「指定車中泊専用避難所」として、一時的に避難をする場所として「一時避難駐車場所」を指定する。

※ 別紙第４「災害時車中泊場所及び一時避難駐車場所」による。

(7) 避難者の把握

車中泊場所及び自宅等の在宅避難者の把握のため、消防団、自主防災組織及び防災士等は、該当地区の在宅避難者等の把握に努めるものとする。

また、必要により救援物資の配布等に努めるものとする。

6 災害時の食支援活動体制の確保

町は、災害時において被災者の食支援活動を迅速かつ効果的に行うため、熊本県災害時ほけん活動マニュアル及び災害時栄養管理ガイドラインとの整合を図り、支援体制及び受援体制を明示し、あらゆる災害において対応できるように実施する。

この際、自助・共助・公助のあり方を踏まえ、町民の食の自立の促進を図るとともに、災害時における関係機関や団体と連携して被災者支援を実施し、ボランティア団体及びNPO等との支援体制の調整を行い、食支援体制を確保する。

(1) 発災時の活動体制

避難所では、年齢や健康状態の様々な方々が過密で精衛環境や療養環境が不十分な中で生活する可能性が高い。そのため、一度感染症が発生すれば重症化、まん延の恐れがあり、初期の判断での迅速な対応が重要となる。

(2) 関係機関が連携したまん延防止対策の流れ

ア 目的

感染患者の重篤化避難所案内でのまん延防止対策を図るために、関係者間で連携して迅速・的確な対応をする。

イ 実施方法

(ア) 支援者または避難所管理者が避難所において感染症（疑い）患者を探知した場合は、速やかにお互いに情報共有する。

(イ) 避難所管理者は、町は健康ほけん課を経由して直ちに保健所に報告する。

(ウ) 保健所は対応方針を決定し、速やかに県庁健康危機管理課へ報告する。

(エ) 支援者は、保健所が到着するまで、可能な範囲でまん延防止対策を行う。

(オ) 保健所は支援者や避難所管理者に対して、類似症状の者を発見した場合には、速やかに報告するよう依頼する。

(カ) 保健所は、地域災害医療対策委員会議で発生状況及び対策状況等を報告し、関係者へ注意喚起を行う。

(3) 平常時の取組み

ア 非常時からの災害を想定した事前準備や訓練が重要である。そのためには、食支援活動に関係する基礎情報の収集や町内の連携体制づくりを行う。

イ 災害時に自助・共助・公助が適切に機能するためにも、住民への自助意識を高めるとともに、共助における地域の自主防災組織の活性化等の働きかけを実施する。

(4) 避難所における食の運用

ア 人材確保・情報伝達・連携体制等の整備

(ア) 情報伝達を円滑に行うための緊急連絡網の整備

(イ) 緊急時の対応マニュアルを整備し人材の確保を図る。

(ウ) 災害時に栄養・食生活の支援が得られる関係機関や食料等提供企業をリスト化し情報提供や支援体制を図る。

(エ) 食料支援協定、人的支援協定、水・ガス・電気等の供給に関する要請先の把握・自治会・ボランティア等地域組織との協力・連携を図る。

イ 災害時の避難所における栄養・食事のあり方

(ア) 水分をこまめに、食事をしっかりとる。

(イ) 食事環境を整える。

(ウ) 支援物資には過不がある。

(エ) 発給される食品は、栄養等考慮して適切に選んで食べる。

(オ) 衛生管理を適切に実施するとともに、体調管理のため身体を動かす。

ウ 備蓄対策

町は、食に関して基準備蓄数を設定して備蓄するとともに、消費期限を考慮して有効活用するものとする。また、消費する避難者等が少数の備蓄品、消費期限が短い食品等については、優先順位を付け、備蓄を行う。

その際、備蓄未実施の食料等は、令和5年度までに協定書を締結した企業と調整し、協定書に基づき、下記のとおり依頼を行うものとする。

- (ア) 町が備蓄していない非常食（離乳食・粉ミルク・液体ミルク等）を重視する。
- (イ) 町として備蓄数が少ない物（栄養補助食・乳児用オムツ・高齢者用オムツ等）
- (ウ) 町の備蓄している非常食等が少なくなり、国県の救援物資が時間を要する場合等

エ 災害時の食を守る取り組み

災害時栄養管理ガイドラインを活用した平時の体制整備を推進するとともに、自助・共助への周知し、災害時の食を確保する取り組みを行う。

- (ア) 家庭及び地域における非常食の備蓄を重視する。
- (イ) 防災講話、防災説明会等により、ローリングストックの必要性を説明し、自助・共助による備蓄の促進を図る。
- (ウ) 特定給食施設等における災害時の食時体制強化に向けた支援

7 建設型仮設住宅建設予定場所の選定

町は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた建設型仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに建設型仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

8 防災対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者が出入りする施設であるため、災害時の避難対策を十分講じておく。

特に、学校においては、次の応急措置等を実施する。

(1) 実施方法（教育委員会）

- ア 教育長は、災害種別程度を速やかに学校長及び園長に通報し、必要な避難措置をとらせる。
- イ 学校長は、教育長の指示又は緊急を要するときは、速やかに、児童及び生徒を安全な場所に避難させる。
- ウ 児童生徒が管理外にある場合は、教育長は状況を判断し、臨時休校又は休園等の措置を講ずるものとする。

(2) 実施要領

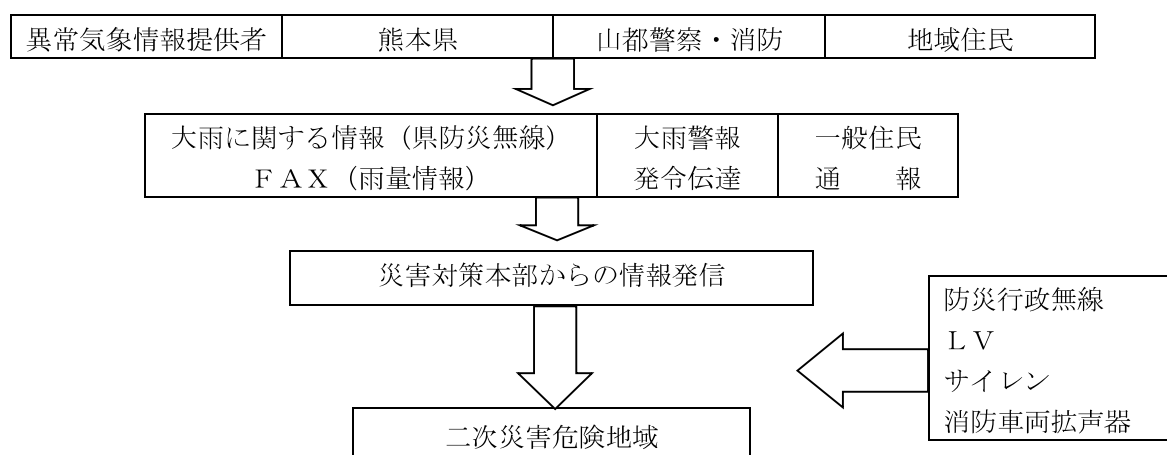
- ア 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか安全を考慮して速やかに実施する。
- イ 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期、場所等を考慮し、危険が迫っている学校から順次指示する。
- ウ 避難が比較的長期にわたると思われるときは、避難勧告の段階で児童、生徒を誘導して保護者に引渡す。
- エ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病者等を優先に行う。
- オ 災害の種別、状況等を想定して集団避難の順序及び経路等をあらかじめ定めておく。

(3) 留意事項

- ア 教育長は、各学校への連絡及び通報を迅速かつ的確に行うため、平素から連絡網を整備しておく。
- イ 学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全かつ迅速に行われるようにする。
- (ア) 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - (イ) 避難場所の指定
 - (ウ) 避難順位および避難場所までの誘導責任者
 - (エ) 児童生徒の携行品
 - (オ) 余裕がある場合の書籍備品等の搬出計画
- ウ 危険な校舎及び高層建築の校舎については、特に平素から非常口等を確認し、緊急時に使用できるように整備しておく。
- エ 災害が校内又は付近に発生した場合は、学校長は、速やかに関係機関に通報する。
- オ 災害の種別程度により児童、生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法によるものとする。
- (ア) 担任教師の誘導を必要とする場合は、町内ごとに安全な場所まで誘導する。
 - (イ) 町内ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険場所（崖崩れ、危険橋、堤防）の通行は避けるよう配慮する。
- カ 児童、生徒が家庭にある場合の臨時休校の通告・連絡等の方法を保護者、児童生徒に周知徹底する。
- キ 学校長は、災害種別に応じた避難訓練を平素から実施する。

(4) 避難の方法

最初に、高齢者、障がい者、子ども等の要援護者を優先して、避難誘導を行う。



9 災害時要配慮者個別避難計画の推進

(1) 避難行動要支援者名簿作成

災害対策基本法第49条の10第1項により、町長は山都町に居住する者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置（避難支援等）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しておかなければならない。

また、町は、山都町社会福祉協議会、民生児童委員、山都警察署、上益城消防本部、山都町

消防団、各地域の自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援関係者」という。）の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の体制整備に努める。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載するものの範囲

居宅において日常生活を営む者のうち、次の区分に該当する者とする。

区 分	基 準
要介護者	要介護２～５の者
高齢者	６５歳以上の独居老人、７０歳以上の夫婦
認知症高齢者	自力で判断又は、意思を伝えることが困難な者。
視覚障がい者	視覚機能が低下し、視覚による情報入手が出来ない者。 (障がい程度１級・２級)
聴覚障がい者	聴覚機能が低下し、聴覚による情報入手が出来ない者。 (障がい程度１級・２級)
肢体不自由者	四肢の機能が低下し、行動に支障をきたす者。 (障がい程度１級・２級)
内部障がい者	心臓・腎臓・呼吸器などに機能障がいがあり、継続的に医療的行為を必要とする者。(障がい程度１級・２級)
知的障がい者	一人では理解や判断が難しい者。(療育手帳Ａ１・Ａ２の所持者)
発達障がい者	自閉症・アスペルガー症候群、その他これに類する脳機能障がいを有し、日常生活又は社会生活に制限を受ける者（児）。
精神障がい者	精神障がいの為、自力で避難する能力に欠ける者。 (精神障がい者保健福祉手帳を所持し、障がい等級１級に該当する者)
難病患者等	人工呼吸器・酸素供給装置等を使用している者。
外国人	外国人住民
その他	災害時要援護者支援対策会議において、必要と認める要援護者。

(3) 名簿の記載事項

災害対策基本法第４９条の１０第２項により

- ア 氏 名
- イ 生年月日
- ウ 性 別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他町長が必要と認める事項

(4) 名簿作成に関する役割分担

名簿作成に当たっては、町が山都町社会福祉協議会、山都町民生児童委員協議会等の協力の

もと作成する。

(5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

個人情報は、本人からの収集を原則とするが、災害対策基本法第49条の10第3項及び第4項において、避難行動要支援者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用でき、必要があるときは、県知事その他の者に対して避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(6) 名簿の更新

町は避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(7) 名簿の活用

町は、災害対策基本法第49条の11第2項により、本人の同意を得た上で、又は条例の定めにより、避難支援関係者に名簿を提供することができる。ただし、現に災害が発生し、または発生する恐れがある場合には、災害対策基本法第49条の11第3項により、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

(8) 情報漏えいの防止

町は、避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者に対し、守秘義務を認識させなければならない。また、提供先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿の取扱者を限定するよう指導する。

(9) 災害時要支援者の避難行動

ア 町民への理解の促進

イ 避難行動

ウ 自主防災組織の活動

エ 福祉課・社会福祉協議会等の連携

(10) 災害時多言語電話サービスの導入について

ア 外国人住民は、日本語に習熟しておらず必要な情報が伝わらないなどが原因で、災害時における情報把握、避難、生活手段の確保などの活動が円滑かつ迅速に行いにくい「要配慮者」として位置付けられている。

イ 令和3年度から、外国人住民の方々が避難所を利用する際、市町村職員等との円滑なコミュニケーションを支援するため、県下の避難所で利用できる 災害時多言語電話通訳サービスを導入した。

ウ 災害時多言語電話通訳サービス

(ア) 外国語対応専用ダイヤル **092-687-5053**

(イ) 各避難所から直接電話を利用できます。(固定・携帯問わない)

(ウ) 原則、避難所を運営する市町村職員等に利用していただくものですので、上記専用ダイヤルの番号については、外部には公開しないこと。

(エ) 平時には利用できません。

※ 台風接近等に伴い事前に設置する際には、県からお知らせします。

(オ) 本サービスは通訳のみを行うものであり、コールセンター通訳者による相談対応はできません。相談対応が必要な場合は、熊本県外国人サポートセンターにて対応します。

※ 電話番号(080-4275-4489)

(午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日、年末年始除く))

(カ) 避難所カルテの入力

災害時に避難が長期化した場合等には、熊本県防災情報共有システム内の避難所カルテ

の入力を依頼する場合がある。その際に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める「要配慮者」である「言語サポートが必要な人」の人数は、外国人住民に係る避難所支援を検討する際に、非常に重要な基礎情報となるため、確実な把握と入力を行う。

※ 災害時多言語電話通訳サービスの実施に当り、担当課と協議して推進していく。

第11節 災害救助法の適用に関する事項

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関しての救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

1 災害救助の実施機関

救助は、もとより国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されており、熊本県においては、次の救助について町長に委任している。

〔災害救助法第23条〕

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊出しのその他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 災害にかかった者の救助
- (5) 学用品の給与
- (6) 埋葬
- (7) 障害物の除去
- (8) 応急仮設住宅の設置
- (9) 被服、寝具その他生活必需用品の給与又は貸与
- (10) 医療
- (11) 助産
- (12) 災害にかかった住宅の応急修理
- (13) 死体の搜索
- (14) 死体の処理

2 災害救助法の適用

町内の区域内の人口		1号	2号
5,000人未満		30世帯	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	40	20
15,000人以上	30,000人未満	50	25
30,000人以上	50,000人未満	60	30
50,000人以上	100,000人未満	80	40
100,000人以上	300,000人未満	100	50
300,000人以上		150	75

- (1) 市町村の人口に応じ住家が滅失した世帯以上に達したとき。
- (2) 県の区域内の住家が滅失した世帯数が1,500世帯以上の場合であって、市町村の区域内の住家が滅失した世帯数が2号欄の世帯数以上に達したとき

第12節 人命救助に関する事項

災害のため生命、身体が危険な状態にある者あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助し、その者の保護を図る。

1 実施責任者

- (1) 救助は、原則として、町長、消防機関及び警察機関が協力して実施する。
- (2) 災害対策基本法及び他の法令の規定により、災害応急措置の実施責任を有する者及び災害の現場にある者は、救出を実施し、又は町長等に協力する。
- (3) その他救助法を適用した場合は、救助法に基づく「救出要領」による。

2 救出対象者

被災者の救出は、災害の原因種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合
 - ウ 水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - エ 山津波により生き埋めになったような場合
 - オ 登山者が多数遭難したような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者又は生命があるかどうか明らかでない者

3 救出の方法

救出は、災害の種別、被害地域の災害状況等の条件によって異なるが、救出を実施すべき事態が発生したときは、町長は、直ちに関係機関に連絡をとり、各関係機関及び消防団員を動員して、速やかに救出作業を実施する。必要により、職員の一部を誘導等のため派遣する場合がある。

第13節 死体捜索及び収容埋葬に関する事項

災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の事情からして死亡していると推定される者を捜索し、又は死亡者の死体処理を行う。

1 実施機関

死体の捜索及び処理等は、町長が警察機関、消防機関の協力を得て行うものとする。
ただし、救助法を適用した場合は、第3章第12節災害救助法等の適用計画内の災害救助の種類によるものとする。

2 遺体安置場所及び検視場所

災害により多数の死体発生した場合、医療機関等の検視施設及び公共機関の検視場所や遺体安置場所として下記の場所を指定する。

浜町体育館、清和体育館及び馬見原体育館とする。

※ 浜町体育館は、救援物資集積場所の中央体育館の予備となっていることから、中央体育館が使用困難な場合は、救援物資集積場としての使用を優先する。また、浜町体育館が救援物資集積場所として使用する場合は、清和体育館及び馬見原体育館の2カ所に集約するものとする。

第14節 医療計画

1 目的

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療方途を失ったような場合、応急的に医療を適切に行い、被災地住民の保護を図るものとする。

2 実施機関

- (1) 災害時における医療は、町長が行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合の医療は、知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長がこれを行うものとする。
- (3) 本町の医療機関は、次のとおりである。

医療機関名	住 所	電話番号
医療法人 杏章会 矢部広域病院	山都町下馬尾 2 0 4	7 2 - 1 1 2 1
医療法人 幸翔会 瀬戸病院	山都町北中島 2 8 0 6	7 5 - 0 1 1 1
医療社団法人 皆晴会 野田医院	山都町浜町 2 6 7	7 2 - 0 3 0 7
医療法人 潤幸会 伴病院	山都町浜町 1 6 7	7 2 - 0 0 2 9
医療法人 高田会 高田整形外科クリニック	山都町城平 8 4 2	7 2 - 1 0 0 7
医療法人社団 緑水会 山 口 医 院	山都町菅尾 4 9 8	8 3 - 0 5 0 6
※ 防災無線・ＬＶ・防災講話等により町民への周知を図る。		

- (4) 町における**県指定の災害拠点病院**は次のとおりである。

医療機関名	住 所	電話番号
医療法人 杏章会 矢部広域病院	山都町下馬尾 2 0 4	7 2 - 1 1 2 1

災害拠点病院は県と連携をとり、24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬送を行う。

- (5) **別紙第7「ヘリ離発着陸場一覧」** による。

3 救護体制の整備

災害時における医療救護を迅速かつ適切に実施するため、医療救護班を編成しておくものとする。

4 救護活動

- (1) 町長は、災害の状況に即応し、医療救護班により救護活動を行う。本町だけで対応できないときは、他町村に応援を要請するとともに、県に応援協力を要請する。
- (2) 町長は、被害地の状況に応じ、適当な施設又は天幕等により救護所を設置する。

5 災害救助法による医療助産

第3章第12節災害救助法の適用計画、災害救助の種類及び実施方法による。

6 費用の負担

- (1) 医療助産に要した費用については、町負担とする。
- (2) 災害救助法が適用された医療助産については、県の負担とする。

7 損害補償

町民は、災害対策基本法第65条及び第84条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において当該業務に従事した者がそのため死亡、又は負傷し、若しくは疾病、あるいは廃疾となったときは、町の条例で定めるところにより補償するものとする。

第15節 救援物資等備蓄運用計画

1 目的

町は、大規模な災害が発生した場合には、必要な食料等の供給を円滑に実施するものとする。

2 実施機関

被災者及び災害応急従事者等に対する食料等の供給は、町が実施するものとする。町のみでは、実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

3 備蓄品の優先

命を守るため、主食・飲料水の備蓄を優先し、生活衛生資材（トイレ、凝固剤等）の備蓄に努める。また、感染症対策のため、（避難所間仕切り、野外用テント、その他、衛生用品等）の備蓄に着意する。

4 備蓄

(1) 備蓄場所

備蓄場所は、湿気、換気、小動物等の侵入を避け、直射日光等、衛生管理を徹底するとともに、備蓄等の搬出・納入が容易にできる場所の選定に着意する。

現在、町の指定備蓄場所として旧御岳小学校、矢部保健福祉センター千寿苑、清和支所、蘇陽支所とする。

また、災害時に孤立の恐れが高い地域に対して簡易備蓄倉庫を設置し、災害時の対応を容易に行う。簡易備蓄倉庫の設置場所は、令和3年度に旧白糸第3小学校・旧白糸第2小学校・旧木原谷小学校・西緑川多目的集会場・東緑川清流館・下矢部西部改善センターの7カ所に設置するとともに、令和4年度に、島木改善センター及び橘地区交流館に2カ所設置し、合計9カ所の設置を行った。

併せて、令和4年度より、補助金の活用による自主防災組織自ら、簡易備蓄倉庫の設置を促進し、令和6年3月31日現在までに、補助金による地区簡易備蓄倉庫6カ所の設置を行った。

令和7年度においても、簡易備蓄倉庫の地区設置を推進する。

(2) 食料の確保

主食・飲料水を主体に、その他の備蓄食用品等を逐次確保する。

ア 食料については、7年保存食・10年保存水を基準

イ ビスケット・クッキー

ウ 粉ミルク

エ 高齢者、乳幼児などに配慮した食品

オ その他必要と認められる食料等

(3) 米穀の調達・供給

ア 応急調達

調達に当たっては、農林水産省に照会し、調達可能数量を把握するとともに、農林水産省を通じて米穀販売事業者から調達するものとする。

災害救助法が発動され、応急用穀物が必要な場合、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の引き渡しに係る要請を行う。

イ 応急供給

町は、米穀販売事業者に被災地域への米穀の輸送を要請するものとする。

(4) 生活衛生用品の備蓄

ア 食毒液・アルコールウェットティッシュの確保

イ トイレットペーパー、ティッシュの確保

ウ マスク、フェイスガード等の確保

エ 歯科衛生品（歯ブラシ・歯磨剤・液体歯磨剤・義歯洗浄剤等）の確保

※ 上記備蓄品の歯科衛生品は、現在一部、確保できていない状況であり令和7年度以降、調達するものとする。

(5) 備蓄物資の管理

ア 現在、町として備蓄している水・食料品等の適正数を確保する。このため、年度ごとの定数を追加して適切に管理するとともに、賞味期限（7年間から10年間の長期保存可能）を踏まえた効果的・効率的な使用を計画するものとする。

イ 災害時担当部署は、平常時において備蓄している食料・飲料水の種類・量・保管場所を定期的に把握し、災害時の不測事態に備えるものとする。

ウ 備蓄に関する管理について

(ア) 平常時の場合

a 備蓄食料品を有効活用するため、自主防災組織・学校等の防災訓練及び各種イベント等に有効活用して防災意識の高揚を図る。

なお、使用の際は、賞味期限等を考慮し、配布するものとする。

（消費期限2年以内のものから、在庫等を考慮して配布するものとする。）

c 平時における備蓄の調達・使用・管理場所等の備蓄品の管理全般については、危機管理対策班（総務課 防災係）が実施するものとする。

d 備蓄物資の調達・運用管理

参考資料：「山都町備蓄運用計画」による。

(イ) 非常時の（災害等）場合

a 災害発生した場合、備蓄食糧の全般管理、備蓄品の輸送・配布に関する事項は、物資輸送・商工観光部の救援物資班（山の都創造課）が実施する。

その際、平常時において適宜、総務課防災係と連携を図り、現状を掌握するとともに、災害時における不測事態に備える。

b 災害時において救援物資及び備蓄物資を各避難所までの輸送方法、供給方法等をマニュアル化し、効果的なものとする。

第16節 給水に関する事項

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

1 実施機関

- (1) 飲料水の供給は、災害救助法その他により町長が行う。本町限りで処理不可能の場合は、近隣町村、県及び国、その他の機関の応援を求めて飲料水の供給を要請する。
- (2) 救助法が適用されたときは、知事が飲料水の供給を行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長がこれを行う。

2 給水方法

- (1) 隣接水道又は、近郷水道から給水車(水槽付自動車)、或いは給水槽、桶等を用いて搬水し、消毒のうえ、緊急給水を実施するものとする。
- (2) ろ水器による給水

第3節「自衛隊派遣要請計画」により、給水のための災害派遣を自衛隊に要請するとともに、自衛隊の浄水車を活用しての湖、沼水、河川水等をろ過し、消毒のうえ給水を行う等の処置をするものとする。

第17節 衣料生活必需品等物資供給計画

1 目的

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、しかも災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難な被災者に対して、これらの物資等を給与又は貸与することによって、災害時における生活の安定を図る。

2 方針

町は、住民の備蓄を補完するため、備蓄物資の整備・充実に努めるものとし、あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定を締結する等により、物資の調達体制の確保に努めるものとする。

また、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策職員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとし、備蓄物資が不足する場合に備えて、県、市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。

3 実施機関

- (1) 被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施するものとする。
- (2) 町限りで処理できない場合は、隣接町村、県、その他の関係機関の応援を求めて実施するものとする。

4 救助法に基づく措置

第3章第12節災害救助法等の適用計画内、災害救助の種類および実施の方法による。

5 給与又は貸与の方法

- (1) 物資の購入及び配分計画の樹立

福祉衛生対策部は、世帯構成員別被害状況を把握し、救助物資の購入及び配分計画を樹立し、これにより購入し、給与又は貸与するものとする。

- (2) 物資の調達

物資の調達については、福祉衛生対策部において行うが、町内で調達困難な場合は、隣接市町村、県及び関係機関に依頼し、調達するものとする。

(3) 救助物資の集積場所

調達した物資又は県からの救援物資の集積場所は、山都町営中央体育館とする。

※ 町営中央体育館が被災し、又は使用が困難な場合には、救援物資集積場所を浜町体育館を予備とする。ただし、使用については、遺体安置場（検視場所）の指定としているため、災害対策本部で協議し、使用の調整・検討を行う。

(4) 物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は、**救援物資・商工観光対策部**が集落ごとに迅速かつ的確に実施する。

6 義援金の保管及び配分

本町に送付された被災者に対する義援金等は、出納対策部で受付け記録したのち保管し、配分方法は被災の実態に応じて行うものとする。

第18節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

1 目的

災害のため住家が滅失した被災者に対して住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対して居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、被災者の居住安定を図る。

ただし、災害発生直後における住居対策については、第9節「避難収容計画」の定める避難場所の開設及び収容によるものとする。

2 実施機関

(1) 被災者に対する建設型仮設住宅の建設及び応急修理は、救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助が不可能なときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。

(2) 救助法が適用されない災害については、必要に応じ町長が実施するものとするが、町限りで処理できない場合は、隣接市町村、県、その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

(3) 借上型仮設住宅

町は、大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

3 建設型仮設住宅の運営管理

町は、建設型仮設住宅について、入居者の募集・選定から入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

また、必要に応じて、建設型仮設住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

4 災害公営住宅の建設および入居

公営住宅（公営住宅法第8条第1項の規定による公営住宅をいう。）は、大規模な災害が発生し、の被害が次の各号の一以上に達した場合に、希望する被災者のために国から補助を受けて建設し、

入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。

(1) 地震、暴風雨、洪水、その他の異常な自然現象による場合

- ア 災全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- イ 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- ウ 滅失戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき

(2) 火災による場合

- ア 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- イ 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

5 罹災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立して遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、町は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

(2) 罹災台帳

町は、町災害対策本部等に集約された被害調査結果に基づき、固定資産台帳及び住民基本台帳を活用し、罹災台帳を作成する。

(3) 罹災証明書の発行

- ア 罹災証明書は、罹災者の申請に基づき、罹災台帳と照合し、現地確認などを実施した後、発行する。
- イ 被害状況の確認ができないとき、罹災者からの被害状況の申告により、罹災届出証明書（本人の被害申告があった旨を証明するもの）を発行する。
- ウ 罹災証明書の発行は、原則として1回限りとする。
- エ 罹災証明書の発行は、証明手数料を徴収しない。

(4) 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

町は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部所を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。

併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第19節 交通対策に関する事項

災害時に道路及び橋梁等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生する恐れのある場合、並びに交通混乱を防止し、緊急輸送を確保するため必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速なる応急対策の実施を促進する。

1 実施責任者

町長は、町の管理に属する道路（町道）について、災害における危険箇所を予め調査してその補修対策を講じておくとともに、災害が発生した場合は、土木対策部に於いて被害状況の調査及びその応急措置を行うものとする。

(1) 危険箇所の調査及び報告

ア 土木対策部は、町道について危険箇所を発見したときは速やかにその路線名、箇所拡大の有無、迂回路線の有無、その他被災の状況等を町長に報告する。

イ 町長は、土木対策部より報告を受けたときは、その状況を直ちに上益城地域振興局土木部へ報告すると共に、関係機関の長へ連絡する。

(2) 応急措置

危険が予想される交通施設の箇所及びこれらの施設の応急対策には、国、県の出先機関並びに建設業者に保有機材その他の協力を得て、応急措置の万全を期する。

2 交通規制の措置

道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は交通を制限する必要があると認めたときの交通規制の実施は、道路の管理者又は警察が、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、迂回道路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

第20節 緊急物資等の拠点及び輸送に関する事項

災害時における陸・空の緊急輸送体制を確立して応急対策に必要な人員、資機材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期する。

1 実施機関

災害対策基本法第50条及び第51条に規定する実施責任者とする。ただし、これらの機関で処理できない場合は、輸送を業とする公共機関、地方公共機関及びこれに準ずるもの等、又は自衛隊に災害派遣要請して緊急輸送の確保を図るものとする。

2 輸送力の確保措置

実施機関において所有する車輛だけでは輸送が確保できない場合は、次の順位により必要に応じて借上げて輸送の円滑化を図る。

(1) 車輛等確保

ア 公共的団体の車輛等

イ 輸送業の協定書締結業者等（※ヤマト運輸（株）、熊本県トラック協会）
※ 受援計画（様式03）災害時応援協定の運用担当窓口 No.6 No.24 参照

ウ 輸送を業とする者の所有車輛等

エ その他（自家用車輛等）

(2) 空中輸送等の確保

第3節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

3 輸送拠点の確保

物流拠点の選定は、山都町役場担当課（山の都創造課）が行う。物流拠点の開設・運営に関して災害物流専門家の要請を行い、助言等の支援を受けることが望ましい。

また、災害物流専門家は、あくまで自治体への助言・支援であり、救援物資等の円滑化のための施策に関する最終的な決定は自治体自ら行う。

(1) 拠点の開設場所について

町は物流の開設拠点を山都町総合体育館とする。また、その他、浜町体育館、清和体育館、蘇陽支所防災倉庫を必要により選定する。

(2) 拠点場所における救援物資の保管スペース等について

- ア 搬入経路・搬出経路の確保
- イ 搬入場所と搬出場所の確保
- ウ コンパネやローラ等の有効活用
- エ 機能別にスペースを確保
- オ 物資品目別に配置する。

4 輸送の方法

(1) 陸路輸送

災害時における緊急輸送は、本町の地勢及び過去の実情から考えて、大半が陸上輸送であり、関係機関は災害時における緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるように協力するものとする。

(2) 空中輸送

災害時に陸上輸送が困難若しくは不可能な場合又は空中輸送が適切であると判断した場合の応急輸送は、第3節「自衛隊派遣要請計画」に基づき実施するものとする。

その際、別紙第7「ヘリ場外離着陸場一覧」により自衛隊ヘリ着陸可能な場所の選定に留意する。

第21節 災害ボランティアの連携に関する事項

町内で大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、町は社会福祉協議会（以下「社協」という。）との連携による山都町災害ボランティアセンターを設置する。また、町は山都町災害ボランティアセンターに関する（山都町社会福祉協議会）業務を協定に基づき支援する。

1 災害ボランティアセンターの設置

- (1) 災害発生時、被災地域において、ボランティア活動が必要と認めた場合は、社協に対して災害ボランティアセンターの設置を要請する。
- (2) 災害ボランティアセンターの設置は、社会福祉協議会が設定する場所（蘇陽林業者等健康増進施設）として指定する。

2 連携及び協力

- (1) 災害ボランティアセンターの設置及び運営に関し、役場福祉課と相互に連携して行う。
- (2) 災害ボランティアセンターの運営に関して人員不足により運営が困難な場合、町は人員の派遣を検討する。（受援計画により受け入れた他自治体等の職員の派遣を検討する。）
- (3) ボランティア活動等に関して救援物資の提供を考慮するものとする。

第22節 災害ゴミの処理に関する事項

災害時における廃棄物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の万全を図るものとする。

1 実施機関

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定めるもののほか、災害時における被災地の清掃については、町長が実施する。
- (2) 被災の程度等により、本町で処理不能の場合は、保健所に連絡し、近隣町村あるいは県の応援を求めて実施するものとする。

2 廃棄物の収集及び処分の方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律でいう廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状若しくは液状のものをいうものであり、災害時においては、一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準の規定にしたがって下記の方法によって町長が実施する。

(1) 方 法

ア ごみの収集及び処分の方法

(ア) 防疫上、食物の残廃物を優先的に収集するものとする。

(イ) 処分は、焼却場のほか必要に応じて埋立て、露天、焼却等の環境衛生上支障のない方法により行うものとする。

イ し尿の収集及び処分の方法

し尿の収集は、汲み取り業者等の応援によるものとする。また処分は、し尿処理施設で処理することを原則とする。

(2) その他

町として災害廃棄物及びし尿処理に必要な人員、機材等の確保につとめ、処理能力を超える発生量が見込まれる場合には、隣接市町村への応援要請を行う。

第23節 防疫に関する事項

災害によって被害を受けた地域又は当該住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な防疫対策を実施し、被災住民の生活安定を図るものとする。

1 実施責任

町長は、知事の指示に従って、災害のための防疫上必要な措置を行うものとする。

2 防疫組織及び実施方法

感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者及び保菌者の早期発見に努めるとともに、未収容患者等の隔離、収容、汚染物件の消毒及びその他必要な予防措置等を講ずるための防疫組織及び実施の方法は、次により行うものとする。

(1) 感染症予防委員の選任

町長は、知事の指示に基づき感染症予防委員を選任して、防疫活動に従事させるものとする。

(2) 調査班、防疫班の編成

検疫調査班及び調査対象調査班は、医師、保健師（又は看護師）及び助手をもって編成する。

(3) 実施方法

ア 検病調査

この調査は、緊急度に応じて計画的に実施するものとするが、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域又は滞水地域等衛生条件が良好でない地域を優先的かつ段階的に順次行うものとする。

この調査に当たっては、町内の衛生組織等関係機関の協力を得て適確な情報の収集と把握に努めるものとする。

イ 健康診断

検病調査の結果必要があると認めるときは、健康診断を受けさせるべきことを勧告するものとする。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条）

第24節 文教対策に関する事項

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害対策基本法及びその他の法に基づき、児童、生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

1 実施機関

- (1) 町立小・中学校の文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。
- (2) 町立小・中学校の児童、生徒に対する災害応急教育対策は、町教育委員会が行う。ただし、救助法が適用されたとき、又は町で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会に協力を求めるものとする。

2 応急教育対策

(1) 応急教育実施の予定場所

町教育委員会は、災害の状況により教育関係機関と連絡をとり、災害現場の状況を的確に掌握し、災害の規模に応じて適切な指導を行い、災害時における応急教育に支障のないよう次の事項について措置するものとする。

ア 学校施設が罹災した場合は、まず応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるようにするものとする。

イ 応急復旧が不可能な場合は、被害をまぬがれた隣接地域の学校施設、公民館、その他民有施設等の借り上げを行うものとする。

(2) 応急教育の方法

前記(1)により掌握した災害情報に基づき、災害時における教育に支障のないよう教育実施者の確保に努め、町教育委員会は学校長及び上益城地域振興局と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を行い、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。

3 学校給食等の措置

学校給食の施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、町長から県教育委員会に速報する。

4 救助法による学用品の支給等

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は棄損した時、これらを直ちに入手することが不可能な状態にある小・中学校の児童、生徒に対しては、県が必要最小限度の学用品を支給する。

第25節 障害物除去に関する事項

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等並びに山（がけ）崩れ、浸水等によって道路・河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命・身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去について必要な措置を定める。

1 実施責任

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、町長が行う。
- (2) 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町長が行うものとし、町において除去が困難な場合又は救助法が適用されたときは、知事が行うものとする。

とする。

- (5) その他施設及び敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行う。

2 障害物の除去対象及び除去の方法

(1) 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

- ア 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とするもの。
- イ 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とするもの。
- ウ 緊急な応急措置を実施するため除去を必要とするもの。
- エ 公的立場等から除去を必要とするもの。

(2) 障害物除去の方法（道路啓開等）

- ア 実施責任者は自らの組織、労力及び機械器具を用いて行うか、又は土木建築業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- イ アにより実施困難な場合は、第3節「自衛隊派遣要請計画」により、自衛隊の派遣要請を行う。
- ウ 除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、じ後において支障の起こらないよう行う。

3 救助法における障害物の除去

賃金職員又は技術者を動員し、次の状態にあるものを除去する。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。
- (3) 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない者であること。
- (4) 住家は半壊又は床上浸水したものであること。

4 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施場所において考慮するものとするが、概ね次の場所に保管又は廃棄するものとする。

(1) 保管の場合

除去した工作物等の保管は、町長及び警察署長が次のような場所に保管する。なお町長及び警察署長は、その旨、保管を始めた日から14日間公示する。

- ア 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- イ 道路交通の障害にならない場所
- ウ 盗難等の危険のない場所
- エ その他、その工作物等に対応する適当な場所

(2) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所とする。

※ 山都町廃棄物集積場については、御岳グラウンド及び清和グラウンドを指定する。
予備として旧中島東部小学校グラウンドとする。

5 障害物の処分方法

町長および警察署長が保管する工作物等の処分については、前記保管者において行うものとする

が、処分の方法については、次により行うものとする。

- (1) 保管した工作物等が滅失し、又は破損する恐れがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (2) 当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数を要すると保管者において認めたときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (3) 売却の方法および手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- (4) その他、他の法令等に特別の想定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるところによる。

第26節 電力施設応急対策に関する事項

各地に発電所が設置されているため、送電線、変電所も散在し、また配線も溪谷、山野をぬって施設されている。しかし、地形的、気象的特殊条件から電力施設は災害を受けやすい状態にある。本町においても九州電力と緊密な連絡を取り対策に万全を期する。また、再生可能エネルギー制度改正に伴い太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電等あらゆる可能性を考慮し、災害時に避難所、重要施設等の電力の供給を一時的に補うように検討する。この際、山都町の地域的特性を生かした、水力発電による再生可能エネルギーの発電事業を重視する。

第27節 生業及び復旧資金貸与に関する事項

希望する被災者に対して必要な資金を貸付け、速やかに復興を図ることを目的とする生業及び復旧資金貸与計画については、県と緊密な連絡のもとに県防災計画に基づき実施する。

《種 別》

- 1 救助法による生業資金
- 2 更正資金
- 3 生活福祉資金
- 4 母子福祉資金

第28節 災害応急融資に関する事項

災害応急融資計画としては、県防災計画に基づき実施するが、融資種別は下記のとおりである。

- 1 中小企業災害応急融資
- 2 農林漁業災害応急融資
- 3 農林漁業金融公庫資金による災害応急融資
- 4 自作農創設維持資

第29節 災害廃棄物処理計画

1 目 的

災害で発生する廃棄物の処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、町はそれぞれの区域内における被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、非常災害に係る一般廃棄物処置施設の設置の特例に関する条例等の整備に努め、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

2 被害状況調査、把握体制

- (1) 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県へ報告する体制を整備する。

3 廃棄物の仮置場候補地の選定等

町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋の瓦礫等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定、確保に努めるものとする。

4 災害廃棄物処理の広域応援体制

町は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣市町村及び関係団体と相互応援体制の整備に努める。

5 災害廃棄物処理に関する事項

- (1) 町は、被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 町は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村及び関係団体へ応援要請を行う。
- (4) 町は、地区住民が道路上に災害廃棄物を放置し、交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。
- (5) 町は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (6) 損壊家屋や流失家屋の瓦礫等については、原則として被災者自ら町の定める場所に搬入することが望ましいが、道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行う。
- (7) 町は、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。
- (8) 災害廃棄物処理の細部計画は、別冊第4「山都町災害廃棄物処理計画（平成31年3月）環境水道課作成（令和2年度修正）」による。
- (9) 清和グラウンド及び御岳グラウンドを災害時における災害廃棄物集積場として指定する。
災害の状況により、清和グラウンドのみの使用で可能な場合、御岳グラウンドを部隊活動拠点及び航空機の場外着陸場としての使用する場合がある。

第30節 建築物・宅地等応急対策に関する事項

大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。

1 被災建築物への対応

- (1) 町は、被災建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散・ばく露を防止するため、次の対応を行う。
ア 適切なマスク装着方法について周知するものとする。

イ 解体工事・建設業等の業界団体に対して、電動ファン付き呼吸用保護具又は取替え式防じんマスク等の適切な着用、適切な事前調査、撤去、処分の実施等の対策による石綿撤去の解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を周知するものとする。

- (2) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

2 被災宅地への対応

町は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時には、被災状況に鑑み、県及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるものとする。

第31節 防災拠点施設整備に関する事項

山都町防災拠点施設「山都町運動公園」を大規模災害時の防災拠点として、山都町営中央グラウンドを含む周辺エリアに新規設置を計画するものである。

1 基本方針

本施設は、非常時は「大規模災害時の防災拠点」として、平時は「スポーツ振興の拠点」として多様化する住民のニーズに対応する施設を基本方針とする。

2 計画内容

- (1) 公園名：「山都町運動公園」
- (2) 事業種別：特定地区公園事業
- (3) 公園全体面積：8.7ha（施設全体面積：5.7ha）

3 防災拠点としての役割

大規模災害時の防災拠点として室内外避難所・救援物資の集積場所・救援部隊の活動拠点としての役割を有する。また、災害対策本部である役場庁舎及び福祉避難所である保健福祉センター千寿苑との連携を図り効果的な運用を行う。

4 公園周辺の役割

- (1) 公園全体を防災拠点施設として位置付ける。
- (2) 避難者の駐車場及び災害派遣部隊（自衛隊・警察・消防等）の現地指揮所、駐車場及び宿泊場所

※ 災害の規模及び派遣部隊（関係機関）の規模により、施設使用区分を調整するものとする。
（当時の状況による。）

- (3) 災害派遣時の野外入浴施設及び炊出し場所の設置
- (4) マンホールトイレ・耐震性貯水槽、かまどベンチ、防災対応東屋等の設置
- (5) 防災ヘリ等の航空機離発着場所としての運用
- (6) 災害時車中泊場所及び野外避難場所としての運用

5 体育館施設の役割

- (1) 災害時及び予防的避難時に指定避難所としての運用を行う。
- (2) 大規模災害時、指定緊急避難場所等の集約に伴う最終的避難場所として運用する。

- (3) 救援物資集積場所及び配布場所としての運用
- (4) 防災備蓄倉庫の設置(公園避難者分の保管を基準とする。)
- (5) 会議室等の現地対策本部としての活用等

6 今後の検討事項

防災拠点施設整備計画を踏まえ、災害時、防災拠点施設としての役割が可能なように調整する。また、効果的な運用に資するよう検討を継続する。

第 4 章 災 害 復 旧・復 興 計 画

第 1 節 災害復旧・復興の基本方向

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

第 2 節 公共土木及び農林水産施設災害復旧に関する事項

公共土木施設災害復旧工事は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

農地、農業施設、林業施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和 25 年法律第 169 号）に基づく国庫補助を受け復旧を実施する。

1 公共土木施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 3 条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- (1) 河川 河川法第 3 条による施設等
- (2) 砂防施設 砂防法第 1 条又は同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設
- (3) 道路 道路法第 2 条第 1 項に規定する道路

2 農林水産施設

農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律第 2 条に規定する農林水産施設とは、次のような施設である。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地、田、畑
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア かんがい用排水施設、ため池、頭首工

- イ 農業用道路、橋梁
- ウ 農地保全施設、堤防
- (3) 林業用施設 林地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて次のものをいう。
 - ア 林地崩壊防止施設
 - イ 林 道

第3節 その他の災害復旧に関する事項

1 住宅災害復旧計画

- (1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水、その他異常な天然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、町において公営住宅を整備する。
- (2) 既設公営住宅の復旧

災害（火災にあつては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。
- (3) 住宅耐震化関連補助制度

耐震性能を満たしていない住宅の耐震化を進めるため、町において住宅耐震化補助制度を受けることができる体制を整備する。

2 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

- (1) 実施機関 公立学校施設の復旧は、町立学校にあつては町長が行うものとする。
- (2) 対象事業 同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。
- (3) 財政援助 公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。
 - ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
 - イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
 - ウ 地方債の元利償還金の地方交付税導入
 - エ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

3 水道施設の復旧計画

水道施設の災害復旧は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」に基づく国庫補助事業又は単独事業として次により実施する。

なお、町が経営する上水道事業及び簡易水道事業以外の水道事業体が行う災害復旧については、国庫補助対象外となることから、町の単独事業により復旧を推進するものとする。

- (1) 実施機関

上水道事業者及び簡易水道事業者
- (2) 復旧方針

原形復旧を基本とするが、再度の災害に対する強化を図るため、送水管・配水本管等については伸縮性や可とう性、離脱防止機能などの耐震性を有する管へ布設替えするとともに、配水タンク等の構造物については必要に応じて緊急遮断弁の設置や構造物の耐震性の確保に努めるものとする。

4 土砂災害復旧計画

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、国庫補助事業又は県単独事業として次により実施する。

- (1) 実施機関 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、県に依頼する。
- (2) 復旧方針 再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともに、これら施設の早期完成に努めるものとする。
- (3) 対象事業 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

第4節 被災者自立支援対策に関する事項

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

1 被災者に対する生活支援等

町は、被災者の生活再建に向けて、見守り、生活支援及び相談対応等の被災者支援を行うものとする。

2 被災者に対する生活相談

町は、被災者の生活相談に対応するため、手引書により必要に応じて生活困窮者自立相談支援窓口において相談支援を行うとともに、専門相談員等を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて被災者の自立安定を図るものとする。

また、消費生活に対する相談についても、各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して被災者からの相談態勢を速やかに確立するものとする。

町は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。

3 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

町は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

（令和6年9月24日0900修正）